

を藩主直接支配場所となしアイヌをして漁業を爲さしめ商人に命じて米鹽其他の必需品を輸送せしめたり其後二十年を経て明和八年には村山傳兵衛なるものに命じて同嶋漁業の擴張を計らしむ傳兵衛は直に二百石積和船二艘を造り翌年九月通辭番人漁夫等數十人及び漁具米鹽等を搭載し藩士と共に樺太に渡り漁場數ヶ所を開きアイヌ等には夫々漁法等を教授して歸る

天明三年に至りて當時著名の商人たりし飛駄屋久兵衛なるものを以て同嶋の受負人となし各所の漁場を開かしめたりしも其後故ありて之れを罷め更に村山傳兵衛をして請負人となせり當時は運上屋等の設けなく唯年々船を航海せしめたるのみなりしが寛政二年に至り松前藩は高橋清左衛門を派して運上屋を設けしむるに當り清左衛門は傳兵衛と共に至り同嶋各所を巡回して之れを設置するや土人の來り喜服するもの多かりしと

文化六年に至りて同嶋の漁業は總て伊達林右衛門栖原角兵衛兩氏の共同請負となせしを以て爾來兩氏は同嶋漁業の開發に従事するものありしも航海の便悪しく諸事の便宜を欠くもの多かりしか爲め年々收支相償はず損耗に歸するものありしも兩氏は其の責任を重んじ飽まで成功を期し挫せず屈せず漁場の數を増開し安政の初年にはクシユンコタン運上屋附漁舍二十一ヶ所船百十五艘荷物として鯨一萬石、鯨二千二百石煎海鼠四百斤等を産し又西富内運上屋附漁舍十四ヶ所船五十艘にして鯨二千石鱈八百石等を産出せり而して當時兩家の漁場區域は東はシレット岬を限り西はノタサンに止りたるものなりしが如し

其後樺太が幕府の直捌所となるや幕府は同嶋開拓の必要を認め伊達栖原兩家以外の場所に於て松川辨之助なるものを差配人となし汎く漁業者の出稼きを奨励し且つ栖原伊達兩家の請負地内に於ても出稼

漁業を許可し又た士井能登守の希望に依り奥地の開拓を許可せり
 松川辨之助は越後三條の人其の樺太差配人となるや自ら同嶋に至り
 鞠躬盡碎深く不毛の地に入り新に漁場數十ヶ所を開きシツカ地方に
 まで及ぼしたりしも如何せん家屋船舶漁網等より漁夫の雇入れ漁場
 の準備土人の撫育等に巨萬の資を投せしに拘はらず漁獲物の甚だ少
 なく又た船舶の覆没するものある等頗る不幸を重ねるものあり結果
 惜しむべし好漢遂に業を廢するの悲運に至り文久元年建物漁具等を
 悉く官に納め差配方の被免を出願するに至れり

士井能登守は越前大野の藩主なり安政二年幕府の蝦夷地を開拓する
 を開き奮て其業を贊助せんと欲し藩士内山某を江戸に遣し伺濟の上
 翌三年蝦夷地を視察せしめ翌四年又早川五郎左衛門以下數名を樺太
 に派してホコタンまで見分せしめ密かに思へらく内地は萬一外夷の
 窺ふあるも祖先墳墓の地たるに於ては諸士の憤起して之を拒くの容

ほ

易なるも蝦夷地は一旦外夷の奪略する所となるに於ては之れを恢復
 する實に至難事なり宜しく今日に於て之を開拓するは急務中の緊急
 事なりと因て直に出願してライチシカよりホロコタンに至る數十里
 の土地を得私費を抛つて之が開拓に従事せり即ち能登守が割渡を受
 けたるは樺太西海岸北緯五十度に達し其のホロコタンと云へるはア
 イヌ部落の終極たり斯る僻遠の地たるを以て其交通の便を圖らんが
 爲め巨資を投じてスクーナル形船を造り安政六年藩士及び漁夫等を
 遣はしレウシヨロに元會所を建て數所に漁場を開き漸次民を移して以
 て開拓の功を奏せんことを期したり然るに安政五年越前の大地震あ
 り同六年江戸の邸宅類焼する等不幸重積し諸費意外に多く小藩の克
 く堪ふる所にあらざるのみか露人のクシユンナイに至り能登守の割
 渡地内にも出沒するものあるより之が爲め事端を生じ國家に累を生
 せんことを憂ひ同年返地を願出たりしが幕府は之れを慰諭し次いて

金三千兩を貸與し其經費を扶けたりしかば能登守は奮つて其業を繼
 續し獨力經營以て明治維新の際に至りたり
 能登守が事業亦大に觀るべきものなくして終りたるは頗る遺憾なり
 と雖も兎に角微弱なる一小藩を以て當時三百諸侯中に卓出し國家の
 爲め北邊開拓の大任に當りたる其の誠忠と勇氣とは實に感賞の至り
 なり若し當時他の諸侯中能登守の誠忠と勇氣とを有するものありた
 らんには外夷を威壓して寸地も之を窺はしめざりしならんも惜むべ
 し當時の諸侯は徒に苟且偷安毫も國家の前途を思念するものなかり
 ことを噫

第二章 位置及地勢

位置 樺太は日本海とオコツク海との中間に位し北緯四十五度五十
 四分に起りて五十四度二十分に至る東經百四十一度二十分に始まり

皆四十四度四十分に亘る一大嶋にして而して二個の附屬嶋嶼を有す
 東北はオコツク海に面し南は宗谷海峽を隔て、北海道宗谷岬と相對
 し西は韃靼海峽を以て沿海州と堺す面積四千九百廿六萬方里にして
 日露兩國間の境界線五十度を以てするときは我邦に屬すべきものは
 二千百六十六萬方里にして露領より少なきと五百九十四萬方里臺灣
 の面積と稍相似たり而して露領アレキサンドルスキは緯度に於て
 英京倫敦と大差なく又た日本領たるコルサコフは埃國維也納に比し
 稍々暖なりとす然れども東北海岸一帯はオコツク海よりする寒潮の
 爲めに氣候常に寒冷にして冬期は海水結氷するも西海岸は之れに反
 し日本海の暖流に接するを以て我邦に屬する所は冬期と雖も海水の
 結氷するものあらざるが故に氣候も亦比較的溫暖なりとす
 地勢 南北に長く東西に短かく其狀恰かも鮭魚の如し即ち南北長き
 所は二百二十余里にして東西は八里乃至五十里に過ぎず島内五個の

山脈ありて縦横に連亘し一は南樺太山脈とも稱すべく即ち北緯五十
 一度二十分より始まり海岸に沿ふて島の南端に達する島中の最も高
 嶽たり其の尖嶺は海拔四千九百五十呎平均高さは二千九百七十呎な
 りとす二は東海岸山脈にして第一に此して短きのみならず高さも亦
 大ならず北緯五十一度四十分に取りテルベニエ岬に終る高さ平均
 六百六十呎にして最高嶺と雖も二千呎に過ぎず三をススナイ山脈と
 稱し四をトリーニノアニア山脈と稱し共に南部にありス、ナイ山脈は
 東海岸ス、ナイ岬に始まりアニア灣の北端に至りて盡く高さ平均約
 二百五十呎なりとす五は北部中央山脈とも稱すべきものにして北端
 エリサベス岬より起り島の中央を貫き北緯五十一度に至り第一山脈
 と連接すトリーブラター及びエングイスパイル山の如きは最も高く
 二千呎に達するも他は五六百呎に過ぎず
 河川は其數實に多しと雖も僅かに著名のものを除くの外は未だ之を

明確に調査せしものなく其名稱さへ分明せざるもの多し即ち本島中
 大河と稱すべきもの二あり一をツルハシ河と稱し北緯五十一度
 をホロナイ河と稱し源を北緯五十一度四十分の所に發してテルベニ
 川灣に注ぐ延長三百露里以上河幅其の最も廣き所即ち河口近傍は二
 百間以上なりとす而かも該河は其上流の一部露領に屬するものなる
 を以て將來此の流域關係に就ては大に問題の生すべきものなしとせ
 り故に特に茲に該問題に關するものを記載して讀者の參考に供せん
 とす即ち該問題に就き占領當時陸軍省の特許を得て樺太の沿岸及び
 内地を巡回調査せし志賀農學士(重昂)の講演を左に摘記す
 ホロナイ川の上流即ち三分の一は露領にあり然れば此のホロナイ
 川は將來日露の間に左の四問題否四紛糾を醸すべき源泉たるの恐
 なしとせず
 一露人は上流を占め上流地方を開墾するに伴ひて山林を伐採すべ

く随つて其弊を受くるは中流以下なる日本領なり即ち洪水の汎濫
河水の缺乏、鮭、鱒の減少を被るに至る

二、露人は上流にあり其の所在の鑛山を採掘するに伴ひて自然所謂
鑛毒問題をも生ずべく歸する所其の害毒を被るは日本領なり

三、露人は上流を占め鮭、鱒を漁獲すべく他の魚族なれば兎も角樺太
の生命とも云ふべき鮭、鱒而かも發育の初期に當り淡水より海水に
向け下るるてふ特別の性質を有する鮭、鱒にして上流にあるものが先
づ其漁獲を恣にするは全體の漁獲高の減少するは當然なり即ち日
本人の漁獲高は甚だ減少せらるゝ恐なしとせず

四、露國の船舶が上流より來り且つ此河を自由に航行すべし

一、二、三共に其の弊を被るは日本領なり然れども日露講和條約の際
之等のことに注意せず露國は既に上流に居て地の利を占め居るも
のなれば今更致方なしとすべく將又向後何にかの交換問題に依り

て相互の間に特別の條約を締結するを得べく又はニ、三、四の諸
ノド漁業條約、ポロナイ川海臘虎獵條約に倣ひて日本より特に露國
を制裁束縛する方法をも實行し得べしと雖も獨り第四に至りては

然らず既にポロナイ川の日露兩國間に流れ露國の船舶が此川を通
航するに至ては中流以下にある日本領が萬事に要慎に要慎を加へ
ざるべからざるのみか是に至りてポロナイ川は一個の國際河とな
り公有物となり殆んど世界的の性質を帯び來るなり此の如き河の
使用權に就ては古來國家及び學者の間に夫々異説あれど舊くは羅
馬法近くは一八一五年の歐洲大陸各國間の維納條約一八一七年の
英米間のセントローレンス河(カナタ)通航に關する華盛頓條約最も
近くは一八八五年のコンゴ河(アフリカ)の自由通航に關する柏林條約
に依れば萬國共に自由航行する權利を保有しライオン河(ナウ河)も
亦萬國の自由に通航する權利を有するを以て若しポロナイ川の事

項を輕心躁志に看過し其の國際河たるべきことに留意せずんば他日豫期せざる不覺を取るべく然らば如何にして日本帝國のみの財産となし得べきか古今の先例に依れば數國の間を流るゝ河とても船舶の通航し得べき點より始めて純然たる國際河の性質を帶ふ船舶の通航し得ざる河將た通航點以上の河流は純然たる國際河の性質なし特に二國に流るゝ河にして上流の不可通航の部分は甲國の所有に屬し下流の通航し得らるゝ部分は乙國の所有に屬する以上は事實上に於て將た先例の精神上に於て甲國は該河を通航するを得ず既に甲國の船舶にして通航し得ざる以上は其通航權は乙國のみの財産に限り該河を以て世界萬國の船舶通航に供するを要せざるなり既に如此なればポロナイ川の通航點より以下の河流を以て日本の領土となせば此の問題は解決せらるべく即ち同川の通航權は日本のみの財産となし得べし左れば同川の通航點の何邊に存す

るかを定むるは境界制定以前に於ける一問題なり云々

以上の問題は頗る重要なものにして國境制定に際し之れか解決を爲すは緊要事たるものあり當時未だ國境測定中にして其終了を見ざるを以て如何に決定するかは之を知るに由なきも今日に於て之を決定し置き以て後日の累を防ぐの準備を爲すは著者の希望に堪へざる所なり

本嶋西海岸は山脈重疊するか故に韃靼海峽に注ぐべき河は總て長からず其の三十露里以上の流域を有するものは僅かに數川に過ぎず南部平原にはリトカ、スヌヤ、ナイブチの三流ありスヌヤ川はスヌナイ山脈に沿ふて流れ延長百露里餘川幅廣き所二十間餘深さ四呎にしてアニア灣に注ぐ又アニア湾は源を南樺太山脈に發し之れ又アニア灣に入る而してクスパイ附近より流るゝ支流を合し幾んど延長二百露里に達し川幅又た五十間深さ八呎あり舊時土人等は此の流を

湖ありて陸路西海岸に到りしを云ふ。タシヤ川は源をスバシバ
 ルク山麓に發しススナイ岬は少しく北に於てオヨツク海に注ぐ長
 さ約百五十露里右岸には大小タコエの兩支流ありて其大タコエ河の
 上流はススヤ川の支流たるエクロキ川の上流と幾と相接せり而して
 各川共其兩岸は平原にして農牧地に適す殊にススヤリトカ原野の
 如きは現に殖民地として移民を收容しつゝあり地味頗る肥沃にして
 氣候又た温暖なりと云ふ(詳細は都市村落及び農牧業の項にあれば略
 之)

湖の最も大なるものをタライカ湖としテルベニ灣頭ポロナイ河口
 より北東二十露里の所にあり其面積約八十方露里餘を有す之に次く
 ものをトナナイヤ湖となし東海岸に於てウラウラ灣附近にあり此
 他西海岸にライチンカ湖あり東海岸にウラウラ灣ありアミツ灣東岸
 にチビサニウカ湖あり此湖等ありて一國をなす

本嶋に屬すべき嶋嶼は一をカツベツ嶋即ち海豹嶋と云ひ一をモチロ
 シ嶋即ち海馬嶋と云ふ。カツベツ嶋は東海岸テルベニ灣内にあり古
 來臘納臍獸の棲息地として有名なり。嶋は平垣なる岩礁より成り東北
 より西南に細長く周圍の延長僅かに二千百呎に過ぎず。舊時露國は兵
 員を派して之れが蕃殖を圖りしが我帝國領となるや亦た憲兵を派し
 て之れが保護を爲せり。モチロシ嶋は西海岸北緯四十五度二十五分東
 經百四十一度二十分の間において北海道禮文嶋に近し周圍四里餘あ
 るも南北は岩礁起伏して其北東一部分を除くの外は船舶を近づくべ
 からず。舊來海馬の棲息地として有名なるのみならず、鯨漁期の如きは
 其の群來非常なるものなりと云ふ。
 樺太は漁業に於ても農牧業に於て山林に於ても之れを開拓するに於
 ては北海道に比して敢て遜色あるものにあらずと雖も其開拓上二大
 欠點たるは沿岸中絶して眞港灣のなきを記之れなり。ヨルサニ港は

コルサコフ灣の中央にありて能く船舶の碇泊に適すと雖も冬期灣内
 結氷するが故に航海杜絶するに數月なり東海岸の如きは論ずる迄
 もなく多く結氷期に屬するのみならず夏期と雖も港灣として見るべ
 きものなし西海岸は冬期結氷に至らずと雖も之れ又良港灣なく強い
 て之れを求むればマウカあるのみ左れば將來樺太に對する航通運輸
 の便を開き冬期の航海を爲さんとするに於てマウカ灣を修築して一
 良港となさずんばあらず而かも之れ樺太開拓上に於ける緊要事たる
 ものならん

第三章 都市及村落

コルサコフ及太泊

我が樺太の將來都市として其發展を見るべきものはコルサコフ、ウラ
 本、ミロフカ、マウカの三箇所に於て之を北海道に例せば地勢上ウラマ

ミロフカは札幌にしてコルサコフは小樽に比せし乎
 コルサコフはアニワ灣に面したる要港にして楠溪と云ふ露國當時の
 市街は明治三十八年戦役の際砲火に罹り殆んど烏有に歸し復昔日の
 觀なし太泊は其東方に位する新市街にして占領第一着に渡航民を收
 容せし處なり凡る市街の隆盛は道路交通の便否に依りて大に遲速あ
 り況んや冬期積雪の難境ある樺太の如きは特に市街の區劃道路の通
 達に意を注がざる可からず當局者茲に見るあり新に市街を設立する
 に當てや縦横に大道路を畫し一は以て交通を便にし他は以て不慮の
 防火線に充つ將來渡航者の續々居住を此の設計地に定めは新日本の
 北陸亦以て一の模範的新市街を形つくるに至らん時既に八百餘戸の
 商家は各其貸付區劃に割據して自己の生活發展の道を講しつゝあり
 家屋の構造市街の外見等に至りては未だ完備せずと雖も占領後僅に
 一年の経過としては非常に長足なる進歩を見せり加之日比月

渡航者の踵を接するお恥に至れば或は數年ならずして現時の預定市街の完成を見ることを得ん

市街及其區劃戸數

太泊は榮町本町の二ヶ町に區別す

榮町 (一戸ニ付百坪)

一丁目

七三

二丁目

一〇

本町 (一戸ニ付間口七間奥行十八間)

合計

大通	南一丁目	南二丁目	南三丁目	南四丁目	南五丁目	南六丁目	北一丁目	北二丁目	北三丁目	北四丁目	北五丁目
東一條	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
西一條	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
西二條	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

一四
一四
一四
一六

現時の豫定區劃數は榮町八十三戸本町五百三十戸即ち太泊の總戸數

六百十三戸にして別に榮町の東方高地に仮居住地を設け預定區劃地の貸附許可を得ざる者を收容せり
●榮町は海岸に沿ふたる平地にして太泊川其の北より西を流れて一丁目二丁目を區別し之を連絡する長屋橋を渡り海岸を行く二拾町餘にしてコルサコフに達す其道路の中間滴泉あり樋を海中に設け水を引く數十間是れノールキツシ引揚中諸軍艦及御用船の飲料水を給せし處なり

棧橋の西方日本郵船株式會社代理店あり是より東市街に連なる處郵船會社倉庫西谷回漕店及同店倉庫等相連なり道路を隔て、鹽谷回漕店中宇解部あり大家商店の石造倉庫は毅然として其前方に聳つ海岸の沿道運輸部太泊支部は憲兵分隊と相隣り守備隊經理部は東方に在りて其宿舍は高地に散在す各回漕店及旅館の重なるものは概ね榮町に在り

本町は大通東一條、西一條、西二條に區分したる高地にして南は太泊川に架する榮橋を以て榮町と堺し北紀念橋を以てヨルサエフの通町と接す太泊の主腦地にして商家、旗亭の重なるもの茲に集合せり中央拾二間の大道路は南北に通じてヨルサエフに貫通するもの之を大通と稱す延長八百七十二間之に並行して東なるを東一條とし西なるを西一條、西二條とす其中央を横斷する巾十二間の道路ありて之より南北に何丁目と數ふ而して大通は南一丁目より六丁目、北一丁目より五丁目、東一條は南一丁目より四丁目、北一丁目より五丁目、西一條は南一丁目より六丁目、北一丁目より五丁目、西二條は南一丁目、北一丁目より二丁目、各八間の道路を以て之を分つ

民政署は占領當時より總ての移住民を太泊に收容せしを以て家屋の築造、旧來の増殖も現に込酒戸を超へ猶工匠斧鉞の聲盛にして然も賣家、貸家の札を見れば復旺盛と云ふ可也

尋常高等小學校は市の西方高地西二條に位し市街を一眸の中に瞰下す新築の民政支署太泊出張所は大通南二丁目に在り、大針商會の設立にかゝる勸工場は大通南二丁目に聳ゆ、商家は互に輸贏を争ひ商略を闘はし盛に顧客を呼び、旗亭は待遇に庖丁に各自の得色を争ひ妓を慢じ席を自負し以て粹人騷客を招く、交通を便するに馬車を給する驛遞あり人力車あり娛樂場には寄席あり射的場あり人馬交通晝夜堪へず新領土の新市街前途の發展亦多望なりと云ふ可し

ヨルサエフは太泊の大通北三丁目より左折して溪流に架する紀念橋を以て太泊と堺し初音町、梅ヶ枝町、通町、大通一條、二條、宮下町、谷町、黄金井町、山下町に區分す

區劃戸數 (一戸ニ付間口六間奥行十三間)

一丁目	二丁目	三丁目	四丁目	五丁目	六丁目	合計
一〇	五	一〇	九	二		三六

梅枝町	一丁目	二丁目	三丁目	四丁目	五丁目	六丁目	合
大通	一〇三	正	一〇	止	二	一	三六三
二條通	一〇	二〇	八	二〇	二〇	六	九四
山下町	三八	一〇	四	一〇	一〇	三	四七
宮下町	二〇	一〇					三八
谷町	一六	一九	二〇				五五
黄金井町	一六	二〇	二〇				五六

(備考) 大通七丁目より十一丁目に至る間は特別處分停止
 即ちコルサヨラ貸附區劃數は五百〇三月にして他は官衙の建築豫定
 地なり
 コルサヨラは古領當時貸附を許可せしむるを以て山下町を除くの外

普通に移住民の家屋なく官衙及其の宿舍の點々散在するあるの故本年
 九月に至り初め貸付を許可せしに依り漸次其築造に着手せり
 第一念橋は太泊と大サコフの連絡橋梁にして明治三十九年九月工兵
 第一隊第九隊第二大隊の架設に掛る長さ四拾間
 通町は橋の北詰より西に赴く大道路にして一丁目より五丁目に至る
 延長二百七十五間通町五丁目即ち橋の北詰より通町と直角に劃する
 は初音町にして歌舞伎亭射的場飲食店等軒を接す之に隣るを梅ヶ枝
 町と云ふ朝夕吳人獨客相往來し絃聲湧くが如き不夜城の巷なり福嶋
 樓三浦屋丸吉丸梅山形屋金剛樓あり
 通町を距る二百拾二間即ち現時遊廓の盡くる處兵營敷地に撰定され
 其建築と共に遊廓は他に移轉する筈なり
 大通は太泊より通町を経てコルサヨラ碓泊司令部棧橋に通する主腦
 道路にして一丁目より十一丁目に至る延長七百四十四間蓋し十二丁

目は通町の一丁目に接す、九丁目より東北高地に上る約百間を隔て、公設屠牛場あり更に百五拾間を距つて汚物投棄場を設く五丁目に憲兵屯所あり、二丁目の西方高地は民政署及コルサコフ支署のある處にして各高等官々舎は其前に在り、之より更に高き處を中央高地と名づけ練兵場の一隅木標の夥多屹立するは本嶋戦役に陣没せる諸勇士の萬世不朽の忠魂を葬むる處、隣地に本派本願寺あり、連枝大谷尊祐師之を掌る、野戦郵便本部は第十觀測所と隣り、軍法會議宿舍は民政署官舎と相對す、拓殖銀行敷地は四丁目十二、十四に跨り、一丁目の海岸に面したる高地に郵便局あり、日本郵船株式會社出張所は其麓なる海岸道路の側に在り、陸軍運輸部倉庫は一丁目に横はる

一條通、二條通は大通と並行し各一丁目より六丁目に至る、二條通一丁目に電信局電話交換局あり、其東方海に面したる高地は司令部のある處にして司令官々邸及び各參謀副官の官舎相連る、此高地の中央に衛

成病院あり、海岸沿道棧橋の側碇泊司令部出張所及衛兵所酒保等相連る

宮下町は二條通の五丁目より西南に突出する市街なり

谷町は大通五丁目より東北に向て赴く市街にして其東方高地に南部病院あり

黄金井町は大通三丁目より谷町に並行して東北に走る市街にして有名なる黄金水の湧出する處、其東方高地なる舊領事館の跡に楠溪俱樂部あり

山下町は大通の海岸より國道を山麓に沿ふて數町右に折れたる凹處にして三十八戸の商家及事業部の宿舍あり、之と一の高地を隔て、陸軍經理部の宿舍あり

新聞社は現時二社にして松本與右衛門氏の主幹の下に一ヶ月拾回發行する樺太新報あり、山田丑太郎氏の主宰に掛る日刊樺太日報あり、前

てす而して目下の市街は大通のみにして市の中央に停車場あり野戦郵便局、ウラヤマミロフカ支署、憲兵分隊は大通の中央に位し尋常高等小學校、中樞俱樂部は其前面に隣る近傍道路の兩側は守備隊宿舎及支署官舎等相連る

大家木工所は目下着手中にして鈴木煉瓦製造所は市街を距る拾數町に在り

此地は土地貸下の許可を初むること三都市中最後なりしを以て從來の移住民は假居住を定めたるのみにして従て家屋の構造、市街の體裁に至りては現時遙にマウカに劣れりと雖とも輕便鐵道の完設及民政署の移轉と共に戸口の増殖、市街の繁盛期して待つ可く特に滿目平原にして市街區劃地域を擴張するに於ては遙にコルサコフ、マウカに優れり加之ブリヂチ、ダリチエ、トロイツコエの如き耕農地を近傍に控ゆる等此の地の前途亦多望なりと謂つ可し

マウカ

マウカはウラヤマミロフカよりブリヂチ、ダリチエ、瀧の澤、大曲、清水邊の各村落を経て十七里十一町を隔てコルサコフの西方約二十九里の地點に在り西海岸に於ける漁場の中心として最も繁榮の街衢なり西は韃靼海峽に面し東方は宛曲たる山層を背ひ市街は南北に長く南ポントマリより北アラクワイに至る延長一千五百間、中央十二間巾の道路之を貫通し横に巾十二間の火防線道路を以て町名を分つ而して一町内六拾間毎に六間巾の道路を畫せり

町名及び區劃戸數

春雨町	五十二戸	若葉町	六十三戸	撫子町	五十一戸
紅梅町	百十五戸	朝顔町	八十二戸	櫻町	八十二戸
紅葉町	六十戸	菫町	八十八戸	白萩町	五十八戸
黄菊町	七十五戸	柳町	四十七戸	葵町	五十一戸

合計八百二十四戸
 春雨町は市の最南にして此中に遊廓豫定地あり若葉町は春雨町と小
 川を挟し撫子町は若葉町の北に隣りマウカ支路マウカ俱樂部あり紅
 梅町はマウカ川を挟して撫子町に連なりマウカ通信所あり朝顔町は
 ポロサンナイ川を中央にして紅梅町と接し櫻町は其北に在りて憲兵
 分隊あり紅葉町は市の最北に位しアラクワイより五十間を隔つ萱町
 は紅梅町の裏に横り野戦郵便局あり白萩町は萱町の裏に位しなる曲
 形の市街にして黄菊町は櫻町の東にあり柳町は紅葉町の東に當り葵
 町は朝顔町の東に位したる片側町なり
 紅梅町の海岸は即ちマウカ港にして出入の船舶常に投錨す
 紅梅町のマウカ川に沿って約八十間の海岸は倉庫用地として貸下
 許可せり
 樺太土人アイヌの住宅は紅梅町の中央より北朝顔町及撫子町に散在

せ地と雖ども漸次一區域に收容すむ方針なりと又櫻町の全部は元と
 露人の住居せし處にして戦時我が守備隊は其中央に在りし朝鮮人土
 耳其人等若葉町に混住せし跡あり
 此地は西海岸漁業地に必要欠く可からざる港にして漁期に於ける人
 口の増殖漁船の輻輳貨物の集散時に或は入ルサコフを凌ぐの勢ひあ
 り而して此の港灣は呑咽唯一の不凍港なれば幾多の勞力と資力を投
 じ一方に於て築港を施し他方には或は艦艇時の如き峻嶮なる山道
 を開きウラヌミ島を以て島を經てマウカ港に達する道路の幾分を改造
 し冬期の交通を陸路に求めは將來に於けるマウカは又豫想外の發達
 を見せし時を計り小島に四割築港し遊園地を設け海軍の訓練所
 として建設し遊園地を以てマウカ港の發達を促進し街を拓くの外自下出張所の
 建設も所望されし時を計り馬場町を以て西方九里十四町にして
 之を以て馬場町と名づけしは馬場町を以て西方九里五町にしてガルキノ

ウラスコエあり、マウカの沿岸を距る北方三十里にしてクスンナイわ
 り其他の村落漁村等擧げて數ふ可らず
 又樺太は避暑地として實に絶好の場所たり到る處の山水は悉く天然
 の一大公園にして小鳥は四時群集し鷺鴨雁等を始め獸類には麝香鹿
 の如き何處にも之を見ざるはなし又六月の始めに於て爛熳たる山櫻
 の開くを見る如きは是亦一種の興味を添ふるものなり

各市街村落及其戸數人口
 各支署管内戸數及人口 (明治三十九年七月調)

町村名	戸數	本邦人		露國人	
		男	女	男	女
本町大通	二六九	一〇二〇	四五一		
西一	一二九	二七八	一八三		
東一	八三	二九三	一一二		

コルサセフ	五四	二六	六四		
山下町	四〇	一五三	五〇	二	七
初音町	四六	一一六	五六		
梅ヶ枝町	九	五四	六五		
通町	三三	一〇二	四一		
榮町一丁目	七七	二六三	一一五		
榮町二丁目	一一	五三	一七		
オロアントマ	三	七三	二		
バルツヤボーチ	二	七五	五		
ツタラヤボーチ	一〇	四三	九		
トレイチヤボーチ	九	六四	二九	一	二
マロイヨフカ	一一	二六	一二		
オオスヤメスヨ	一〇	七	六		

マロコエタコエ	一	五	二	二	二	一	二	一
ホリシヨイタコエ	一	三	二	〇	〇	七	一七	二
クワシメイトイ	一	一	一	一	一	一	一	一
ナイフチ	二	三九	〇	〇	〇	一七	一七	一
サカエトヌ	三	七八	二	二	二	二	二	二
タコエ	〇	五三	二	二	二	二	二	二
フンヘドマリ漁場	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇
サツサツ漁場	二	二	二	二	二	二	二	二
ロレイ	一	一九	三	三	三	三	三	三
ガザンスコエ	一	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	二七七	一一七八	三八七	三三	六八	三八	三八	三八
マハウカ	四三〇	一一五九	四三三	二	二	〇	〇	〇
アラセクツナイ	二	二	二	二	二	二	二	二

クメコマイ	一	一	〇	一	〇
ボントマリ	二	三	二	五	五
トマンナイ	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一
合計	四	六	四	八	七

樺太土人アイヌの数はウラシミロフカ管内に於てバリシヨイタコエより東アホットスコエに至る間四十九戸二百九十六人にしてマウカ管内九十戸六百三十四人東海岸六百余人なり

各支署に於ける營業別(明治三十九年八月調)

物品小賣	二〇七	物品卸商	一五	荷馬車	五六
飲食店	二九	旅人宿	一七	代書人	九
漁船問屋	四	渡舟業	六	牛乳搾取	三
雇人口入	四	質屋	五	遊技場	七

遊藝稼人	五	下宿屋	一	裁縫業	三
製炭業	九	倉庫業	二	貸座敷	六
請負業	七九	料理店	五三	乘馬車	九
理髮業	二三	牛肉商	一八	人力車	五
解業	五	屠獸業	六	湯屋	八
古物商	七	俳優	一五	藝妓	六一
印刷業	二	寫真	三	洗濯業	五
製造業	一三	運送業	七	娼妓	二一
屠夫	四	豆腐屋	二	印刷彫刻	一
小廻船	二	酒類製造	一		
ウラツミロフカの部					
料理店	一四	旅人宿	二二	蹄鐵工	一
物品小賣	七二	藝妓	一〇〇	飲食店	一二

運送業	二	物品卸賣	四	請負業	八
理髮業	六	湯屋	一	製炭業	七
裁縫業	一	遊藝稼人	一	寫真師	一
洗濯業	一	渡船業	一	遊技場	一
雜業	九				

ウカ支署の部

物品卸賣	二三	物品小賣	一三八	代書人	一三
渡船業	一八	製造	五	飲食店	三〇
料理店	二一	宿屋	一二	印刷業	一
漁船取扱	一一	遊技場	三	酒類製造	一〇
解業	一二	藝妓	二四	請負業	三一
古物商	六	理髮業	一一	豆腐製造	三
寫真師	四	裁縫業	二	湯屋	四

雇人口入
洗濯業
雑業

同船問屋
造船

運送業
質屋

明治三十九年上半期に於ける
樺太渡航者府縣別

左表はコルサコフマウカ兩地の上陸人員にして樺太嶋出入船舶規則に準據し渡航證明書を携へて渡來せるものゝみ故に一般漁夫を始め其他の密航者に至ては其數幾百千人なるを知らず

道府	コルサコフ上陸		マウカ上陸		合計
	男	女	男	女	
東京	三六	九	一三	二	六〇
大阪	一四	五	三	〇	二二
京都	一八	二	〇	〇	二〇
合計	六八	一六	一六	二	八六

兵庫 長崎 新潟 崎 群 千 茨 栃 奈 三 愛 静 山
庫 崎 山 川 玉 北 馬 田 葉 城 木 頁 重 知 岡 梨

兵庫	二五	一	〇	〇	二六
長崎	四八	〇	〇	〇	四八
新潟	二四	〇	〇	〇	二四
崎	二二	〇	〇	〇	二二
群	五	〇	〇	〇	五
千	二六	〇	〇	〇	二六
茨	四九	〇	〇	〇	四九
栃	二五	〇	〇	〇	二五
奈	一一	〇	〇	〇	一一
三	三	〇	〇	〇	三
愛	二	〇	〇	〇	二
静	一七	〇	〇	〇	一七
山	四〇	〇	〇	〇	四〇
合計	二四八	一	一	〇	二五〇

熊 佐 大 福 高 愛 香 德 和 山 廣 岡 嶋
 本 賀 分 岡 知 媛 川 嶋 山 口 嶋 山 根

五	五	二六	二	一〇	一四	二二	二二	八	九	二二	一六	一九
〇	一	〇	四	〇	三	二	四	一	〇	五	二	一
五	六	二六	六	一〇	一七	二三	二五	九	九	二七	一八	二〇
〇	四	〇	〇	〇	六	二	四	九	九	〇	〇	〇
〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	一	三	〇	〇	〇
〇	四	二	〇	〇	六	二	四	一	二	〇	〇	〇
五	〇	三七	六	一〇	二三	三五	三九	一九	三一	二七	一八	二〇

七十九

鳥 富 石 福 秋 山 青 岩 德 宮 長 岐 滋
 取 山 川 井 田 形 森 手 嶋 城 野 阜 賀

九	四二	二二	五〇	一九八	九六	二五七	一四二	一三六	九〇	四八	一四	三一
七	一七	二二	三	二八	二五	二九	一五	一九	三四	五	七	九
一〇	一五九	一四四	五三	二二六	一二一	二八六	一五七	一五五	一二四	五三	二一	四〇
二五	三〇	二七八	一八二	四五〇	二六六	八二一	五二三	四八	五五	〇	〇	一〇
一	八	一九	二八	四九	一三	五一	三三	四	三	〇	一	一
二六	三八	二九七	二一〇	四九九	二七九	八七二	五五五	五二	五八	〇	〇	一一
一三	一九七	四四一	二六二	七二五	四〇〇	二一五八	七二二	二〇七	一八二	五三	二二	五六

此計

宮崎 鹿兒嶋 沖繩 臺灣 神奈川 北海道
 總計

四七三	二五六	二四〇	〇	〇	三	一
一一〇	八〇一	五〇	〇	〇	〇	〇
五六六	三三七	二九〇	〇	〇	三	一
三六三	七二七	一六〇	〇	〇	〇	〇
三三六	八四二	二〇〇	〇	〇	〇	〇
四二六	八一	一八〇	〇	〇	〇	〇
二〇〇	四一八	四七〇	〇	〇	三	一

樺太各地間里程表

コルサユフよりウラサミロフカに至る間

ペルラヤバ	フタラヤバ	トレエチヤバ	ソロウイヨフカ
二七町	一六町	一九町	二七町

ミツリヨフカ	リストウエニトチノエ	ホムトフカ	パリシヤヤエラニ	ウラサミロフカ
二里十八町	一里二十町	二七町	三十三町	一里十七町

通計 九里三十四町

ウラサミロフカよりナヨロに至る間

ルゴウオエ	ノオアレキサンドロフスユエ	ベレズニヤキイ	クレストイ	パリシオエタコエ	マアロエタコエ
一里十一町	三十四町	二里十七町	一里二十町	一里二十町	一里十七町

ルウタカ

一里十五町

通計

九里十五町

コルサコフよりドーブツに至る間

太泊

二十八町

サアウイナパーチ

一里十三町

メレヤ

二里二十六町

ハールイカアメニ

二十九町

チピサニ

三里九町

アラクリ

四里三町

ドーブツ

二十九町

通計

十三里二十九町

コルサコフよりノトロ岬に至る間

ルータカ

九里十四町

タナナイ

三里

シフナイ

四里

ベズトロ

四里十八町

トイクシ

五里

ナイチヤ

三里

ライトマリ

三里

モルチ灣

五里

ノトロ岬

三里

通計

三十九里三十二町

樺太法令

陸軍省告示第十六號(樺太島出入船舶及渡航者規則ノ内)

第四條 渡航者ハ日本臣民ニ限ル但シ陸軍大臣又ハ樺太島ヲ管轄ス

ル軍衙ニ於テ特ニ認許シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條

左ニ掲クル者ハ渡航スルコトヲ得ズ

- 一 軍豫戒令施行中ノ者
- 二 三親身代限者處分ヲ受ケ債務ノ排濟ヲ終ヘサル者及家資分散又ハ別軍中破産者宜告ヲ受ケ未タ復權ヲ得サル者
- 三 太刺奪公權者及停止公權者
- 四 一定ノ生業ナキ者

第六條 渡航者ハ上陸後直ニ本籍地若クハ居住地ノ地方官廳ニ於テ調製セザル身元證明書及戶籍謄本ヲ添へ民政署ニ届ケ出ヅベシ

第八條 出入船舶及渡航者ハ樺太嶋ヲ管轄スル軍衙ノ規則及命令ヲ遵守スヘキモノトス

樺太嶋ヲ管轄スル軍衙ハ必要ニ應シ船舶ノ出入及渡航者ノ上陸ヲ禁テ船舶若クハ渡航者ヲ抑留シ又ハ之ニ退去ヲ命スルコトアルヘシ

軍令第三號

民政施行地域内ニ於テ民政長官ノ命令ニ由ルノ外居留民ノ團體ヲ作ルコトヲ禁ス其團體ヲ作ルコトヲ發起シ勸誘シ又ハ其勸誘ニ應ジタル者ハ百圓以内ノ罰金に處シ情狀ニ依リテハ之ヲ本嶋外ニ退去セシム

退去命令ヲ實行スル爲メ民政長官ハ總テノ強制力ヲ使用スルコトヲ得

軍令第四號

本嶋ニ於テ鑛物(石油ヲ含ム)ノ採取山林ノ伐採並ニ狩獵ハ新ニ之ヲ許可シ得ズ但シ一時ノ利用ノ爲メ所轄官憲ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限リニアラス

許可ヲ得スシテ鑛物(石油ヲ含ム)ヲ採取シ山林ヲ伐採シ狩獵ヲ爲シ又ハ土地ヲ占有シタルモノハ五百圓以下ノ罰金ニ處シ情狀ニ依リ

ハ禁

ハ禁

テハ之ヲ本嶋外ニ退去セシム

退去命令ヲ實行スル爲メ所轄官憲ハ總テノ強制力ヲ使用スルコト

ヲ得

軍令第五號

官命ニ依リ又ハ官ノ許可ヲ受ケタル者ノ外本嶋産ノ鐵物(石油ヲ含

ム)林産物野鳥其卵子ヲ含ム野獸海鳥其卵子ヲ含ム海獸家畜其卵子

ヲ含ム家畜及獸皮ヲ本嶋外ニ移出スルコトヲ禁ス犯シタル者ハ五

百圓以内ノ罰金ニ處シ情狀ニ依リテハ之ヲ本嶋外ニ退去セシム

退去命令ヲ實行スル爲メ所轄官憲ハ總テノ強制力ヲ使用スルコト

ヲ得

軍令第六號

帝國臣民ノ渡航者ニシテ民政施行地域アレキサントルルイコフ及

其附近ニ於テ家畜ヲ屠殺セントスルモノハ所轄官憲ノ許可ヲ受

ヘシ犯シタルモノハ百圓以下ノ罰金ニ處シ情狀ニ依リテハ本嶋外
ニ退去セシム

退去命令ヲ實行スル爲メ所轄官憲ハ總テノ強制力ヲ使用スルコト
ヲ得

軍令第拾三號

公安ヲ害シ風俗ヲ紊リ其ノ他不穩ノ舉動アル者ハ當該官憲ニ於テ
之ヲ本嶋外ニ退去セシムルコトヲ得

退去命令ヲ實行スル爲メ當該官憲ハ總テノ強制力ヲ使用スルコト
ヲ得

支署令第一號(コルサコフ支署令)

土地使用規則左ノ通相定ム

一 土地使用規則

第一條 土地ヲ使用セントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ別紙書式ニ依リ

支署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
一 使用ノ目的

二 使用ノ區劃數及其番號

三 使用ノ者ノ渡航前ノ住所

支署長ニ願出テ願籍地、職業、身分、氏名、年齢

第二條 土地使用ヲ特許スヘキ區域ハ別ニ告示ス

第三條 使用ヲ特許スヘキ土地ハ住宅、店舖、社寺、佛堂、學校、其ノ他公共
ニ用テ供スヘキ建物並ニ其ノ附屬地トシテ必要ナルモノニ限ル

第四條 土地ノ使用ハ別段ノ規定アルモノヲ除ク外一人一區劃以上
區劃ニ依リテ分割シテ使用スルコトヲ許サス

第五條 土地使用料ハ別段ノ規定ニ依ル但シ社寺、佛堂、學校、其他公供
ニ用テ供スヘキ建物並ニ其ノ附屬地ニ必要ナル土地ハ使用料ヲ免除
ス

第六條 土地使用料ハ特許ノ際三ヶ月分ヲ前納シ爾後其ノ期限ノ終
ル毎ニ後ノ三ヶ月分ヲ前納スヘシ但シ一月、二月、十二月ノ三ヶ月ハ
土地使用料ヲ免除ス

第七條 官ニ於テ必要ト認ムル時ハ何時モ土地使用料特許ヲ
取消スコトアルヘシ此場合ニ於テ官ハ之ガ賠償ノ責ニ任セス條約
ノ結果其ノ他ニ因リ土地使用ノ特許消滅シタル場合ニ於テモ亦同
シ

第八條 土地ノ現形ハ特許ヲ得ルニアラサレハ之ヲ變更スルヲ得ス

第九條 土地使用ノ特許ヲ受クタル者三十日以内ニ建築工事を着手
セス若ハ指定ノ期限内ニ建築工事を落成セサルトキハ特許ノ効ヲ失
フモノトス

第十條 特許取消ノ處分ヲ受ケタルモノハ一月以内ニ地上ノ物件
ヲ除去スヘシ

支署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
一 土地ノ使用ノ目的

二 使用ノ區劃數及其番號

土地對三 使用者ノ渡航前ノ住所

支署令第一 原籍地、職業、身分、氏名、年齡

第二條 土地使用ヲ特許スヘキ區域ハ別ニ告示ス

第三條 使用ヲ特許スヘキ土地ハ住宅、店舖、社寺、佛堂、學校其ノ他公共

ノ用ニ供スヘキ建物並ニ其ノ附屬地トシテ必要ナルモノニ限ル

第四條 土地ノ使用ハ別段ノ規定アルモノヲ除ク外一人一區劃以上

區劃ヲ分割シテ使用スルコトヲ許サス

第五條 土地使用料ハ別段ノ規定ニ依ル但シ社寺、佛堂、學校其他公供

ノ用ニ供スヘキ建物並ニ其ノ附屬地ニ必要ナル土地ハ使用料ヲ免除

ス

支署長ハ前條ノ規定ニ依リテ土地ノ使用料ノ免除ノ否ニ決スル

第六條 土地使用料ハ特許ノ際三ヶ月分ヲ前納シ爾後其ノ期限ノ終

ル毎ニ後三ヶ月分ヲ前納スヘシ但シ一月、二月、十二月ノ三ヶ月ハ

土地使用料ヲ免除ス

第七條 官ニ於テ必要ト認ムルトキ何時ニモ土地使用者特許ヲ

取消スコトアルヘシ此場合ニ於テ官ハ之ガ賠償ノ責ニ任セス條約

ノ結果其ノ他ニ因リ土地使用者ノ特許消滅シタル場合ニ於テモ亦同

シ

第八條 土地ノ現形ハ特許ヲ得ルニアラサレハ之ヲ變更スルヲ得ス

第九條 土地使用者ノ特許ヲ受クタル者三十日以内ニ建築工事ヲ着手

セス若ハ指定ノ期限内ニ建築工事落成セサルトキハ特許ノ効ヲ失

フモノトス

第十條 特許取消ノ處分ヲ受クタルモノハ一月以内ニ地上ノ物件

ヲ除去スヘシ

特許ノ効ヲ失ヒタル者亦同シ

第十一條 特許取消ノ處分ヲ受クルモ又ハ特許ノ効ヲ失フモ既納ノ使用料ハ還附セス

第十二條 土地使用ノ特許ハ他人ニ讓渡又ハ貸渡スコトヲ得ス

第十三條 第八條ニ違背シタルトキハ使用ノ特許ヲ取消シ且ツ原形ニ復セシム

十日以内ニ復舊セサルトキハ支署長ニ於テ復舊シ又ハ第三者ヲシテ復舊セシメ其費用ハ之ヲ義務者ヨリ徴收ス

(書式ハ畧ス)

(ウラヤマミロフカ、マウカ兩支署共大同小異なれば之を畧す)

支署告示第一號(コルサコフ支署告示)

土地使用料額左ノ通定メラレタリ

一 一等地 一坪ニ付一月 金三錢

第六款

一 二等地 同

金一錢

一 三等地 同

金五厘

一 四等地 同

金三厘

土地使用ノ特許カ月ノ十五日以前ニ係ルモノハ全月分ヲ其十五日以後ニ係ルモノハ半ヶ月分ヲ徴收ス

(ウラヤマミロフカ、マウカの兩支署亦同じ)

第四章 教育及宗教

教育

占領後漸く一ヶ年を経過せる時に當て移住民の根底未だ全く定まらず從而當局者の兒童に對する教育の方針も漸く其端緒を開きしのみ其事業としてコルサコフ、ウラヤマミロフカ、マウカの三箇所に尋常高等小學校を設立せり

コルサコフ尋常高等小學校は太泊本町西二條北一丁目なる高燥の地
を卜し豫定地三千六百七十坪の内臨時百有餘坪の新築校舎を設け九
月十五日開校せり事務囑託の名義の下に越智三郎教頭の任に當り
外三名の訓導之を補助し尋常科を午前高等科を午後教授せり此
の校舎は本年度の地方教育費一萬圓の内四千六百九拾圓を以て設立
されたり

ウラジミロフ尋常高等小學校は舊露國官衙を用ひしものにして八
月七日開校八日授業を開始せり諸君敬進訓導兼校長の任に當り樂
器を備へ助教員一名を置くに於て
マウカ尋常高等小學校は民政署より五百圓及地方寄附金百圓を以て
臨時校舎を新築し九月十五日開校せり
此の他アリチエに私立小學校あり此校設立の際に當りて淨土宗花
車圓瑞師非常の斡旋を採りしと云ふ
金澤氏の設立に

係る土人教育場あり

教育に關する方針の要領は新開地關東地方及臺灣並に北海道の學校
令を參照し總て文部省令に基き軍政の下に發案せるものにして規定
の如きは大体に於て内地と異なることなく其要點二三を抜摘せんに

- 一、内地人の學齡兒童を教育する處
- 一、年限四ヶ年

一、尋常科の科目修身國語算術體操及唱歌

高等科の科目修身國語算術日本歴史地理理科圖書體操及唱歌女子の裁縫

一、補修科を設く

一、休業日は教育に關する勅語下賜紀念日祝日大祭日日曜日陸海軍
紀念日冬期休業本嶋占領紀念日

一、一學級の兒童數は尋常科七十人高等科六十人以下

一、授業科を徴收せざること

農村落の兒童に對する教育の方針は未だ確定せずと雖も或は臨時其地方の多少教育ある人物に幾分の保護を給し以て附近兒童の教育を托し恰も往昔の寺子屋式の方法を取り又土人に對する教育の方法は總て北海道のアイヌ教育法に則る方針なりと當局者は語れり

現時の就學兒童及學齡兒童數

就學兒童數 (八月調)

コルサコフ尋常高等小學校

尋常科	一學年	男 三三	女 三〇	計 六三	高等科	一學年	男 一〇	女 四	計 一四
	二學年	男 八	女 七	計 一五		二學年	男 五	女 一	計 六
	三學年	男 七	女 一三	計 二〇		三學年	男 三	女 四	計 七
	四學年	男 四	女 七	計 一一		四學年	男 三	女 七	計 一〇

マウカ尋常高等小學校

尋常科	一學年	男 五	女 一七	計 二二	高等科	一學年	男 三	女 二	計 五
	二學年	男 〇	女 三	計 三		二學年	男 三	女 〇	計 三
	三學年	男 五	女 四	計 九		三學年	男 〇	女 二	計 二
	四學年	男 一一	女 五	計 一六		四學年	男 〇	女 〇	計 〇

コルサコフ尋常高等小學校

高等科 男 宗一燦 女 三 計 四

學齡兒童 (八月調)

コルサコフ尋常高等小學校 男 一〇 計 女 一二九六 計 二二九六

本表

ウラマミロフカ 男 一五四 女 一三六 計 二九〇

マウカ 男 一八四 女 一四六 計 三三〇

宗一教

本嶋に於ける各宗徒の數未だ確然せず從て各派寺院も出張所、説教所の名義の下に假建築を施シ、コルサコフに東西本願寺、曹洞宗、ウラマミロフカに本派本願寺、マウカに本派本願寺、ブリヂチエに浄土宗あるのみ茲に占領當時より布教使を派遣し出張所を設け今日に至る迄専ら布教に意を注げる本派本願寺の經歷を掲ぐ
本派本願寺 樺太布教一斑

○從軍布教使

獨立第十三師團附從軍布教使 前田 徳水

同 上 村井 選徴

同 上 青木 心水

獨立第十三師團兵站監部附從軍布教使 萩生 瑞智

同 上 和歌月 弘誓

右は明治三十八年四月二十五日從軍布教使として配屬されたり

守備隊布教使 萩生 瑞智

樺太守備隊司令部附從軍布教使 萩生 瑞智

右は明治三十八年九月四日樺太守備隊司令部附に轉屬されたり

○コルサコフ本願寺出張所職員(明治三十九年七月)

樺太開教總監 大谷 尊祐

樺太開教總監附參事 山名 立天

樺太開教總監附録事 痴山 義亮

樺太開教總監附布教使 藥師寺 晃照

○布教の種別及其方法

布教を別ちて軍隊講話及民間布教の二種とす、軍隊講話は主として樺

太守備隊司令部附布教使之勤め毎週數回各中隊及守備隊病院兵器修理所等に於て開會し各分遣隊をも時々訪問するものとす特に本年二月にありては大谷運枝は雪中馬橋を驅りてコルサコフウラヤマミロフカ間及リユトカベトロバウロフスコエ等の各守備隊を慰問せり民間の布教はコルサコフ出張所詰布教員の擔任にして常例説教日の外毎月五日の日を定日として榮町又は本町に於て演説會を催開し其他信徒の請に應じて法話をなせり

○管長の巡錫

本派本願寺の管長大谷光瑞師は裏方及連技大谷尊重師以下數名を隨へて明治三十九年七月二十三日コルサコフに來着中央高地なる假本願寺に留錫し數日の後ウラヤマミロフカよりガルキノウラスコエ邊に巡錫しウラヤマミロフキヨハリ御用船盛運丸に乗してロツペン嶋の視察を了へ八月二十五日出發して北海道に向はる留錫中コルサコフウラヤマミロ

物功に於て觀敬及布教式を行ひ移住民に對し大に慰安を與へられた
勳儀送迎の如き釋太守備隊司令官民政長官以下文武官吏紳士等無慮數百名に及ぶ之を南樺占領以來管長渡嶋の嚆矢となす

○別院及出張所

本派本願寺の別院及出張所設立の豫定地は左の數箇所にしてコルサコフウラヤマミロフカマウカには己に出張所を設けり四十年より之を別院に改むるの計畫なり

別院建設所

コルサコフウラヤマミロフカマウカ

出張所建設所

ガルキノウラスコエシスカ

明治三十九年五月廿一日本派本願寺に於けるコルサコフ假本堂入佛式及梵鐘の撞き初めをなせり左に其次第を記せん
二十一日午前九時委員八名其他十數名來集し諸般の準備全く整頓し終るは同十時に入佛式を擧げらる乘願院殿には先づ内陣に侍講次に

彌山、荻生、藥師寺の三名は本尊、祖師、明如上人の各御影を納めたる辛櫃
 を供奉し、委員一同之に附隨し、本堂正面より内陣前面に進みしかば、連
 枝之を出迎はれ、次て彌山氏より方便法身の御影を荻生氏は宗祖大
 師の御影を藥師寺氏は明如上人の御影を各連枝に捧ぐ、連枝之を受け
 て中央及左右に奉懸し、次に兼て金襴の打敷を懸けたる壇上に夫々規
 定の莊嚴を爲し、禮盤を配置し、次に連枝の焼香拜禮、次に同音に短偈を
 誦し之にて入佛の式曲終り、午前十一時向拜前に於て連枝以下隨行員
 及各委員等紀念の撮影を爲せり、十二時、佛壇前より鐘を鳴らし、
 梵鐘の撞初めは正午に十二時の刻數に合して十二回の撞初を爲す、其
 音響美にして且大遠く數哩の外に達す、此洪鐘は露國時代に用ひしも
 のにして、戰役の際露人之を井戸に陥れたる後に至りて發見し、現に本
 願寺に在り、其價數萬金に價すと云ふ、
 乘願院殿の變議會法要に朗讀せし表白文は左の如し、

表白文

敬白十方三世一切三寶而言

大聖一代藏經闡明道教以拆法性之妙理

根本三部聖典宣示弘願以施真實之大利

可知

佛教世界最勝之高說而真宗諸宗無比之妙教也

恭惟

國光顯照 東亞之天雲霧乍霽

皇威汪洋 北溟之濱風濤長歛

就中

九春古丹南禪州中之要港也

官衛始設 文武之士大修拓殖

商舖日開 移住之民盛營業務

於是

乙巳秋九月 留錫于本港

佛光照育 講苑花開 法雨普霑 檀林實饒

慶哉

官民協心 助化業於將來 本利用力 築道場于此地

茲本日卜宗祖大師隆誕之佳辰

莊嚴香壇 舒遷佛之勝緣 讀誦聖典 酬佛祖之鴻恩

暨此嘉會 宜俱抽護法之誠 逢斯勝緣 誰不發菩提之心

庶幾

福基永固 聖化無窮 天下安穩 萬民豐樂

伏乞

一切三寶 照鑒愚衷

曹洞宗は明治三十九年五月下旬、正視察員小樽龍徳寺有田法宗氏副視察員十勝帶廣永勝寺織田活道氏本山の命に依りて渡航し、次て六月下旬假布教所を通町四丁目に設け布教所主任池田仙能氏専ら布教の任に當れり、而て今回民政署より一千四百六十三坪の敷地を貸附されたるを以て來年度より寺院建築に着手する方針なり、又マウカに於ても七百五十坪の敷地を得て不日工事に着手し、ウラシミロフカの寺院設立も其設計已に定まれりと云ふ、右三ヶ所の寺院設立監督として前記の織田活道氏コルソコフに滞在せり

大谷派本願寺は昨年占領當時藤原數馬渡來し、本年七月本町大通北二丁目假布教所を建設せり

要するに各宗共來年度に於ける寺院設立の曉に非れば充分の發展を見ること能はざらん

第五章 衛生

新領土に於ける移住民の繁殖と共に毫も忽諸に附す可からざるものは衛生にして一朝其設備を怠らんか流行病の如き續々發生して又急に救ふ可らざるの慘事を生ずることあり本嶋は昨年七月占領以來非常なる長足の進歩を以て移住民の増殖を見ると雖も一ヶ年間の経過より之を徴するに本嶋は豫想外の健康地にして流行病は元より其他特殊の疾病も一二を除くの外嘗て發見されず從て死亡者の如き實に些々たるのみ然れ共當局者は衛生上の設備に至ては充分の注意を用ひ種々の方面に向て其方法を講しつゝあり

左にコルサコフウラジミロフカマウカに於ける衛生に關する設備の一般を掲げん

コルサコフは水質良好にして有名なる黄金水は黄金井町に湧出し又所々に鑿井を設けて飲料水に充つ

太泊は昨年以來多數の人家を有するを以て左の五ヶ所に公設井戸を

設く

本町大通北一丁目十九番地角	水深十二尺八寸
同 大通北三丁目西一番地角	同 十三尺八寸
同 西一條北二丁目二番地	同 十尺五寸
同 大通南二丁目二番地側	同 九尺八寸
同 大通南四丁目二番地側	同 十三尺

榮町は太泊川市街を包流するを以て毫も飲料水の缺乏を感ぜず殊に冬期結氷の際に於ける準備は事業部に於て已に其設計に着手せり

公衆便所を六ヶ所に設く

初音町 一ヶ所 本町 三ヶ所 榮町 二ヶ所

汚物投棄場を左の二ヶ所に設く

コルサコフ大通九丁目より東北約二百五十間を距る山中

太泊假居住地の山中

新領土に於ける移住民の繁殖と共に毫も忽諾に附す可からざるものは衛生にして一朝其設備を怠らんか流行病の如き續々發生して又急に救ふ可らざるの慘事を生ずることあり本嶋は昨年七月占領以來非常なる長足の進歩を以て移住民の増殖を見ると雖も一ヶ年間の経過より之を徴するに本嶋は豫想外の健康地にして流行病は元より其他特殊の疾病も一二を除くの外皆て發見されず従て死亡者の如き實に些々たるのみ然れ共當局者は衛生上の設備に至ては充分の注意を用ひ種々の方面に向て其方法を講しつゝあり

左にコルサコフウラシミロフカマウカに於ける衛生に關する設備の一般を掲げん

コルサコフは水質良好にして有名なる黄金水は黄金井町に湧出し又所々に鑿井を設けて飲料水に充つ

太泊は昨年以來多數の人家を有するを以て左の五ヶ所に公設井戸を

設く

本町大通北一丁目十九番地角	水深十二尺八寸
同 大通北三丁目西一番地角	同 十三尺八寸
同 西一條北二丁目二番地	同 十尺五寸
同 大通南二丁目二番地側	同 九尺八寸
同 大通南四丁目二番地側	同 十三尺

榮町は太泊川市街を包流するを以て毫も飲料水の缺乏を感せず殊に冬期結氷の際に於ける準備は事業部に於て己に其設計に着手せり

公衆便所を六ヶ所に設く

初音町 一ヶ所 本町 三ヶ所 榮町 二ヶ所

汚物投棄場を左の二ヶ所に設く

コルサコフ大通九丁目より東北約二百五十間を距る山中

太泊假居住地の山中

販賣ラム子、理髮店道具、飲食店食器は三日或は四日を隔て、憲兵衛生掛員病院技術員等之れが點檢を行へり
病院は公立一 私立二あり

公立 南部病院 私立 濟美病院、中岡病院

南部病院は谷町の東高地に在りてコルサコフ、太泊住民患者の殆んど九分を診療し二百名内外の檢査を行へり、目下の病院は假設にして多數の患者を收容する能はざるを以て新築の設備中なり

南部病院長

尾崎勇次郎

醫 長

醫學士

尾中守三

醫 員

醫學得業生

桐野利村

助 手

中嶋彪造

藥 劑 師

藥學得業生

宮崎芳之助

外 調劑師 一名

看護人 一名

事務 二名

南部病院にて取扱ひたる昨年よりの患者統計表及死亡統計表を掲ぐ
患者統計表 (三十八年九月より)

二		一		計		三		十		九		月		病 名	合 計
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
二	四	二	四	五	六	二	一	三	五	九	二	二	二	全身神經系病	一五〇
一	〇	五	三	七	六	四	二	二	一	六	一	七	一	循環器病	一七〇
一	一	二	三	四	四	一	二	三	九	四	二	三	三	消化器病	一七〇
一	〇	七	八	二	六	三	九	四	三	四	一	〇	一	泌尿器病	一七〇
七	七	九	五	四	三	二	三	一	四	〇	一	〇	一	花柳病	一七〇
五	三	一	〇	三	八	四	三	一	〇	三	〇	〇	二	眼耳鼻病	一七〇
四	二	四	五	一	〇	三	三	三	八	二	三	三	二	外傷病	一七〇
二	二	三	三	七	七	一	一	一	一	三	二	二	二	運動器病	一七〇
六	六	一	七	一	四	一	七	三	二	九	一	五	三	傳染病	一七〇
七	三	二	五	七	九	二	七	四	三	一	三	三	三	呼吸器病	一七〇
七	三	二	五	七	九	二	七	四	三	一	三	三	三	合計	一五〇
九	六	一	七	六	六	一	八	七	四	七	〇	〇	〇		二一六

病名	六月		五月		四月		三月	
	女	男	女	男	女	男	女	男
全身病	一						一七	八五
神經系病							一四	四九
循環器病		一					三五	
消化器病							一四	三六
泌尿生殖器病							三〇	六
花柳病							二五	四七
眼耳鼻病							二二	三八
皮膚病							五八	一
運動器病							二四	八三
外傷							一七	二九
傳染病							一一	
呼吸器病							一〇	六四
其他							五七	二一
合計	一	二	一	一			三三九	一九八

死亡者病類別

百十

計	七		六		五		四		三		二	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	七				二	四			一			一
	一六		二		一				一			
	一											
	二				一							一
	一								一			
	二		一		一							
	一				一							
	二		一		一							
	二四		一		四				五			六
												二
												二

私立濟美病院は本町大通南五丁目中岡病院は大通南二丁目に在り此
 兩病院に取り扱ひたる病人は少數なるを以て之を畧す
 ウラヤマミロフカ診療院は明治三十九年二月の創設に係り藝妓酌婦の
 檢査を行ひ且つ一般市民の診療に應じ醫務囑託中川傳三郎之を掌る

開設以來八月末日に至る患者數五百八十九名にして内死亡者十一名なり

此の他開業醫なし

市中の清潔法はコルサコフと大差なし

マウカには病院及開業醫なく支署内に醫務課なる者を設け檢査其他萬般の衛生を所理す

清潔法に至りては前二支署に大差なし

南部病院醫長醫學士尾中守三氏及

衛生に關する同氏の談話の要點

南部病院醫長尾中守三氏は明治三十五年の大學卒業生にして北里微菌檢査所にて修業の後東京府に衛生課長となり明治三十八年樺太占領當時熊谷民政長官と同道渡航シアレキサソドリヤにて専ら民政署員の診療に従事中同所の魯領となり民政署のコルサコフに移轉さる

か

と其に現時の南部病院に醫長として在職され今日に至る迄本嶋在住士女の患者は元より二百名内外の檢査に至る迄一醫員一助手を率ひて勤勵其衝に當り且つ診療の懇切にして技術の拔群なるは患者の大に満足する處にして本嶋衛生上に關する萬般の事業氏の雙肩に掛るもの着々其効績を顯はしつゝあるは吾人の大に多とする處且つ氏は性質溫厚人に接する常に溫顔を以てし嘗て城壁を設けず此の冊子を編纂するに當り編者は數度面會を遂げ衛生に關する事項に就き質問する毎に醫務多端なるに關はらず叮嚀反覆細大漏さず教示されたるは編者同人の特に感謝する處なり而して氏の談話は本嶋衛生上大に裨益する處あるを以て左に其談話の要點を掲ぐ

樺太南部病院は明治三十八年九月五日コルサコフとポロアントマ

リの間の海岸道路に沿へる一露人家屋に於て開設し民政署員及び

一般渡航者の診察に従事し昨年末日迄に取扱ひたる患者數は新患

者數六百六十一名にして外來及入院患者數の増加と共に院内狹隘を告げたるを以て十二月下旬現時の新築病院に移轉せり而して本年一月以來五月末日までに於て取扱ひたる新患者數千百十七名にして開設以來取扱ひたる新患者數千七百七十八名を算す表の示す處に依れば患者數の尤も多きは花柳病にして其數實に四百四拾參名に達し全患者數の二四、九プロセントを占め就中女患者は其四分の三を占む而も消化器病之に次ぎ一七、四プロセントにして呼吸器病十五、五プロセントを占む其外患者數より順次列記すれば外傷皮膚病、眼病、全身病、泌尿生殖器病、神経系病、耳病、循環器病、運動器病等にして傳染病患者數は尤も少なく僅に三名にして(丹毒一、マラリヤ一、ツブテリヤ一)傳染病の流行したること嘗てなし

地方病としては冬季其他の時期に於て脚氣病を見たるのみにして其數は全身病中に入りたる約百〇三名に達し全患者數の五、七プロ

セントを占む

昨年九月以降自由渡航者の本嶋に來るもの漸々増加するに従ひ婦人の渡航するもの多くして中には密に淫賣をなすものあるを以て民政署は檢査の必要を認め藝妓、娼妓、酌婦の取締規則を設け指定の日時に依り本院に於ては三十八年十月二日始めて十五名の娼妓、藝妓、酌婦の健康診斷を施行し其後引續きて毎月二の日に於て藝妓、酌婦に毎土曜日娼妓の健康診斷を施行し今日に至れり

有毒者の所置に付いては娼妓にありては檢査の結果傳染性疾患ありたりと認めたるものは總て入院治療を命ずるも其他の檢査婦女にありては有毒者全部を收容するの設備なきを以て就中重患と認むるものに入院治療を命じ他は日々通院せしめ治療をなせり

花柳病に對しては女子の檢査のみにては到底之を撲滅すること能はず内地と異なり航海毎に夥多の男女出入するを以て男子の病毒

の輸入を防ぐの方法なくんば完全に之を根治すること能はず然れ共従來行ひ來りし檢査の有効なることは軍隊に於ける該患者の減少せしを以て之を證せり

又本嶋に於ける特有の疾病と認む可きものは脚氣病と凍傷病なれども本年一月中の同患者は脚氣四人凍傷一人二月に於て脚氣十五人凍傷六名而して一二兩月を通して脚氣患者は十九人にして内死亡者一名其後四月五月に至りて死亡者六名を出せり而して本嶋に於ける脚氣の原因は未だ確乎たる研究を遂げされども越年中副食物たる野菜物の缺乏を告げ含窒素物の少量なる食物を用るし爲め衛養不良の一原因となりしか又越年中マウカの漁場の如きは百五十人の三分ノ一は悪性脚氣の爲め倒れたり此の脚氣の豫防法に就ては他日發表することあるべし

凍傷病は昨年未より本年の始めに至る即ち凍傷時期に際して非常

に少なかりし又其経過は著しく良好にして當院にて五六人の患者を治療し或は切斷を要するかと思ひしものも案外に良好なる経過を來たし其儘全治せり殊に耳鼻等の凍傷は一人もなかりし當地の寒氣も滿洲地方と左程の等差なくも自ら要慎して外出をなさざるを以て同病に罹るもの尠なく或は滿洲地方兵士の如く強制的に外出を餘儀なくさるゝときは或は患者の多きを見るならん

氣管支加拿兒は當嶋の如き寒地には多數なる筈なるも總て此病氣は室内と室外との温度に非常に差異ある場合に起るものなるを以て冬期外出の尠なき當地の如きは其患者比較的稀なり總て當地の病氣は期候變遷の時期に多く發生す然れ共昨年末より本年に至りては始めての越年にして居住民は非常に萬搬の攝生に注意せしを以て比較的僅少なれども昨年末よりは自然の不注意より或は患者の多からんも計り難し

現今市街の衛生につき本院の關係せるものは商店に於て販賣するラム子理髮師の器具の検査等に本院より技術師を一名派遣し居れり

家屋の構造に就ては露人家屋の如く丸太材を積み重ねたるものは防寒上重疊の造作なれども是は露國の習慣上より來るものにして絶對的此構造ならでは越年に堪へざると云ふ事なし元來露人は外出するに當ては獸皮或は羅紗等の防寒用衣服を多數に纏ふと雖も室内に於ては洋衣一枚にても辛抱すると云ふ習慣なり然れとも邦人は衣服及び布團夜着など直接身體に暖を取る方法を習慣とせるを以て本邦様の家屋にても充分越年するを得可し而して露人が室内にて用ゆる暖爐即ち(ペーチカ)は朝鮮の(チンドル)の如きものを堅にしたるものにして其口にて薪を燃やすときは六個の穴を通して煙筒に出で薪の燃へ盡くしたる時初めて上部の口を閉塞す即ち直

接に薪の火より暖を取るに非らずして暖まりたる煉瓦より間接に暖を取り午前と午後之二回之を用ゆるに本邦人は此の(ペーチカ)を用ゆるも薪の未だ燃え盡きざるに上部の口を閉塞するを以て往々瓦斯の爲めに窒することあり

未だ一々年間の經驗にては確乎たる斷定を下すこと能はずと雖も本嶋は比較的建康地なることは敢て言ふを憚らず云々

樺 太 法 令

軍令第十九號

第一條 民政施行區域内ニ於テ醫業ヲ爲サントスル者ハ開業ノ場所ヲ記シ内務大臣ヨリ授與セラレタル醫術開業免狀ヲ添へ所轄民政署支署長ニ届出ツヘシ

第二條 民政長官ニ於テ必要アリト認メタルトキハ醫術開業免狀ヲ有セサル者ト雖モ其履歴ニ依リ地域ヲ限リ期間ヲ定メ假開業免狀ヲ

ヲ授與スルコトヲ得

第三條 醫師其業ニ關シ犯罪若クハ不正ノ行爲アリタルトキハ民政長官ハ其業ノ停止若クハ禁止ヲ命スルコトヲ得

第四條 醫術開業免狀若クハ假開業免狀ヲ有セス又ハ第一條ノ届出ヲ爲サスシテ醫師ノ行爲ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ情狀ニ依リ本嶋外ニ退去セシム

第六章 交通

道路

樺太は露領時代より道路として見る可きもの殆んどなく、コルサコフを起點としてミツロフカを経ウラシミロフカを貫通して北方ガハキノウラスコエよりドフキ、ナイブチに至り是より海岸に沿ふてナイヨロの中央を貫き更に内地に入り魯領アレキサントロフスキに至るを幹線道路となし、ウラシミロフカよりフリヂチニを経てダリキエト

り本嶋を横断して西海岸マウカに至るものと、フリヂチニよりトロムツコエを経てリュトカに至るものあり、其他コルサコフより海岸に沿ふてノトロ岬を廻りマウカに至るものと、コルサコフよりチヒサコ岬を経てムラウイヨフスコエに至るものあれ、共道路としての價値なし而して冬期北方魯領方面よりコルサコフに通行する人民は多く、ナヨロ河に沿ふて同河口のシスカ漁村に出て夫れよりナイヨロ海岸を通過してコルサコフに至ると云ふ

昨今工事中のコルサコフよりウラシミロフカに至る間の軍用鐵道は其速成を期待せん爲め工事監督官は戦時の如く工兵、輸卒、軍役夫等を使用し且つ工事費とも惜まらずして急ぎつゝあるを以て十月末には全線の開通を見る可く、竣切の上は陸軍省にては未だ決定し居らざるも樺太拓殖上殖民の一機關として或る制限を附し一般の運輸交通に資せらるゝに至らん

現今陸上に於ての交通は馬車、馬を以てし、冬期雪中は馬、犬、耗等を使
用し居れり

驛 遞

コルサコフよりマウカに至る間の驛遞はミツリヨフカ、ウラシミロフ
カ、瀧の澤、大曲、清水、逢阪の各所に在り

海 運

目下船舶の出入せる港灣はコルサコフ、マウカの二港にして、其他の漁
村に於ては漁期必要に應じて川崎船の出入あるのみ

本年四月二日九春古丹に於て初航、第二勢至九入港以降七月末に至る
出入荷物及其乗客數を示さん

月	入 港		出 港	
	貨物	乗客	貨物	乗客
四月	三三、五〇七	二、八八四	五八九	一、三六二
五月	四三、八二六	三、一一八	一一、九五六	一、四二六
六月	三五、四七八	一、二二五	一四、三五九	一、二一四
七月	三六、一一三	七九九	一一、八九九	一、二一四

月	船數	噸數	船數	噸數
四月	三〇	一五、二三七	二五	一三、二四九
五月	二八	八、九〇〇	三七	一一、〇一二
六月	四〇	一九、九三五	二九	一〇、六六八
七月	五二	一七、三五八	三四	一〇、一七二
合計	一五四	六四、八一八	一三五	四五、一〇二

マウカに入港したる船舶數及其噸數

本年上半期に於けるコルサコフ及び

月次	コルサコフ	マウカ	合計
四月	船數 三〇 噸數 一五、二三七	船數 二五 噸數 一三、二四九	船數 五五 噸數 二八、四八六
五月	船數 二八 噸數 八、九〇〇	船數 三七 噸數 一一、〇一二	船數 六五 噸數 一九、九一二
六月	船數 四〇 噸數 一九、九三五	船數 二九 噸數 一〇、六六八	船數 六九 噸數 三〇、六〇三
七月	船數 五二 噸數 一七、三五八	船數 三四 噸數 一〇、一七二	船數 八六 噸數 二七、五三〇
合計	船數 一五四 噸數 六四、八一八	船數 一三五 噸數 四五、一〇二	船數 二七九 噸數 一〇九、九二〇

命令航路並ニ其船名

命令航路は函館九春古丹(ユルサユフ)間に於て日本郵船株式会社は上川丸(總噸數二千四百六十四噸)釧路丸(總噸數一千〇七十六噸)の二隻を使用す

此の他本島内に於て西谷、鹽田の兩回漕店に補助航路を命令せり

西谷回漕店の命令航路はポロアントマリ、マウカ間及ポロアントマリトシナイチャ間にして航海線路は

東海岸 仕立地 ポロアントマリ

仕向地 トシナイチャ

寄港地 シナベツ、アイロツプ

西海岸 仕立地 ポロアントマリ

仕向地 マウカ

寄港地 ノトロ(又はシロヌシ)ナイポオロ、チコ

四三八、三二一、チハトマリ

航海度數は毎月東西兩岸航路共各四回宛にして現今此航路に使用せ

る船は汽船西豫丸(總噸數七十八噸)最速力一時間八海里なり

鹽谷回漕店の命令航路は

東海岸 仕立地 ポロアントマリ

仕向地 オマンベツ

寄港地 チビサニ、アラクリ、ドウフツ、ナイラン

ナイ

西海岸 仕立地 ポロアントマリ

仕向地 ノトロ

寄港地 トレーチャ、バーチ、リュトカ、ポロナイボ

リヤトマリ、チイシエサン

航海度數は六月に於ては東西兩岸航路各二回宛往復外に西岸航路リュトカ迄往復壹回、七月は東西兩岸航路各四回宛往復外に西岸リュ

トカ迄往復二回及東岸航路アラクリ迄往復壹回十月東西兩岸航路各
二回宛往復外に西岸航路リユトカ迄往復二回にして現今此航路に使
用せる船は漁船護全丸總噸數九一噸六五最快速力七哩半也
此の外大家商船合資會社日本海命令航路の宮嶋丸總噸數一六九〇噸
八一交通丸一六〇〇噸四の二雙寄港す

自由航路の漁船は出入瀕繁にして港内常に數雙の投錨せざることな
く從て帆船も時々出入せり

茲に各取扱店の命令航路及自由航路の漁船名を掲げん
樺太回漕合名會社(日本郵船株式會社代理店)

上川丸 釧路丸 (二雙共命令航路使用船)

西谷回漕店

西豫丸命令航路使用船第二勢至丸巴港丸福重丸凌波丸大三樺太丸
大鹽川丸久保丸幸明丸第五共榮丸宗谷丸敦賀丸東洋丸禮文丸第一

共榮丸金子樺太丸蚊龍丸伊吹丸大新丸八千代丸利尻丸貫効丸日向
丸矯龍丸北雄丸青森丸海國丸大信丸枝幸丸源丸小野丸吉辰丸金龍
丸平穩丸小樽丸渡嶋丸日進丸天晴丸運輸丸青龍丸瀬田川丸英照丸
新湊丸土佐丸靜隆丸

鹽田回漕店

宮嶋丸 交通丸 (二雙共日本海命令航路使用船)

讓全丸灣内命令航路使用船日清丸枝幸丸大信丸第五共榮丸第二凌
波丸第三凌波丸福榮丸

丸二回漕店

柳川丸 平穩丸 八千代丸

定期船發着並ニ賃金

函館丸春古丹間命令航路上川丸釧路丸(郵船會社代理店扱)
毎月七日十三日十九日二十五日三十一日の五回九春古丹と出帆し

七日、十九日は稚内寄港小樽函館行、十三日、二十五日、三十一日は小樽直航函館行、而して十一月、十二月は左表の通り變更す

十一月 十二月

航 復				航 往			
函館	小樽	稚内	古九	古九	稚内	小樽	函館
着	着	發	發	着	發	發	發
九日	七日	六日	六日	五日	四日	四日	一日
午後九時	午後七時	午後六時	午前六時	午前十一時	午前十一時	午前十時	一日
廿一日	十九日	十八日	十八日	十七日	十六日	十六日	十三日
午後三時	午後三時	午後三時	午後四時	午後三時	午後三時	午後二時	廿五日
廿三日	廿一日	廿一日	廿四日	廿三日	廿三日	廿八日	廿五日
午後九時	午後七時	午後六時	午前六時	午後九時	午後五時	午後四時	一日
廿九日	廿七日	廿六日	廿六日	廿五日	廿五日	廿四日	十一日
午後三時	午後三時	午後三時	午後六時	午後五時	午後五時	午後四時	廿一日
廿六日	廿四日	廿四日	廿六日	廿五日	廿五日	廿四日	

乗客賃金 小樽、稚内間 一等八圓八拾錢 二等七圓 三等三圓五

拾錢

稚内、樺太間 一等六圓 二等四圓 三等二圓
小樽、樺太間 一等拾二圓 二等八圓 三等四圓

西豫丸航路(西谷回漕店扱)

毎月 一日 九日 十七日 二十五日
ナイサヤ行 ミナベツ、アイロツプ、トソ

毎月 五日 十三日 廿一日 廿九日
ハトマリ、マウカ行 ノトロ、ナイボオロ、オコサ

東海岸乗客賃金

九春古丹

三、五〇〇 シナベツ
四、〇〇〇 アイロツプ

四、五〇〇 二、五〇〇 一、〇〇〇 トンナイチャ

百三十四

西海岸乗客賃金

九春古丹

一、五〇〇	ノ	ト	ロ
三、〇〇〇	二、五〇〇	ナイ	ボ
三、五〇〇	三、〇〇〇	二、九〇〇	オ
四、〇〇〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	ニ
四、五〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇	ハ
		三、〇〇〇	ト
		二、五〇〇	マ
		三、〇〇〇	メ
		二、五〇〇	ム
		三、〇〇〇	カ

同航船航路哩數、東海岸、自九春古丹至重藏岬四六哩四分一、自重藏岬至

シナベツ二七哩二分一、自シナベツ至アイロオプ三哩二分一、自アイ

ロオプ至トンナイチャ一三哩四分三、合計一一八哩二分一、西海岸、自

九春古丹至近藤岬五〇哩四分一

護全丸航路(鹽田回漕店取扱)六月十七日より

西廻り 九春古丹發航日、六月十七日、廿四日、三十日、七月一日、六日、
 九日、十六日、廿三日、三十日、八月三日、六日、九日、十六日、廿三日、三十日、
 九月一日、六日、九日、十六日、廿三日、廿九日、十月一日、六日、九日、十五日、
 東廻り 九春古丹發航日、六月三十日、廿七日、七月四日、十二日、十九
 日、廿六日、三十一日、八月四日、十二日、十九日、廿六日、三十一日、九月
 四日、十二日、十九日、廿六日、三十日、十月四日、十二日、

日本海命令航路寄港宮嶋丸、交通丸(鹽田回漕店扱)

宮嶋丸 七月六日着十日發 八月十五日着十九日發 十月廿七日
 着三十日發
 交通丸 七月廿五日着廿九日發 九月三日着九日發 十一月十四

日着十七日發
 前記命令航路及自由航路の外御用船盛運丸、民政署屬第四平安丸、天晴
 丸あり而して、民政署所屬の運船は終始沿岸を航海せるを以て普通人

民に對し食料自便にて便乘を許せり
九春古丹港内解貨一人に付金二拾五錢十一月以降五割増手荷物一個
此付拾錢普通荷物七錢より拾貳錢に至る

渡船場並に賃金

コルサゴフ支署管内

場所

- ス、ヤ湖口 一人 牛馬一頭 七拾五錢
- リユトカ河口 拾五錢 拾五錢
- タナナイ河口 拾五錢 拾五錢
- トイフツ湖口 二拾五錢 四拾錢
- ウリユム河口 拾五錢 拾五錢
- トロカツ河口 拾五錢 拾五錢
- ナイチヤ河口 拾五錢 拾五錢

マウカ支署管内

武錢自由五錢 四錢

- ノトロ脚ノト川 同 同
- クسنナイ 同 同
- クسنレイチスカ川 同 同
- クسنナイ 同 同
- クソンナイ 同 同
- 字ナヨロ川 同 同
- ノタサン北川 同 同
- トブケシ川 同 同
- クソンナイ川 同 同
- ナヨロ川 同 同
- トマリオロ川 同 同
- トリスナイ川 同 同

マヨウタスナイボ	同	同	同
モヂカイ間の川	同	同	同
オロオチ川	同	同	同
ナイヨロ川	同	同	同
石取川	同	同	同
ノタサン南川	同	同	同

郵便及電信

樺太に於ける郵便は野戦郵便にして明治三十八年征嶋軍に従ひ七月廿六日アレキサンドロフスキーに上陸し即日開始し一部は七月十二日コルサコフに上陸すアレキサンドロフスキー還附後九月二十日引き揚げ八月十五日ウラシミロフカに二日マウカに十月一日ガルキノウラスコエに開始す然るに當時自由渡航民續々上陸せるを以て便宜上普通郵便の一部を三十八年九月一日九春古丹に三十九年一月二十日ウラシミロフカに同二月二十四日ガルキノウラスコエに同四月一

日マウカに開始し八月二十五日に至りて普通郵便の全部を開始せり而して郵便線路はコルサコフよりウラシミロフカを経てガルキノウラスコエに至り一はウラシミロフカより山中を通じてマウカに至る電信線はコルサコフよりウラシミロフカ、ガルキノウラスコエを通じてセラロコエに至るものとウラシミロフカよりマウカに至るものとあり而して公衆電報は三拾八年十一月一日コルサコフ、本年六月十日ウラシミロフカ及マウカに開始せり

明治三十八年十一月より本嶋全局に於て取扱ひたる通常書留小包の數を引受、配達に區別して其合數を揚げん

三十八年十一月より十二月に至る

引受之部

配達之部

通常	三五六、五五四通	通常	二〇五、四二二通
書留	一、三三四通	書留	一、二五五通

小包 一七四個

小包

八八七通

三十九年一月より六月に至る

引受之部

配達之部

通常 八六二、三三七通

通常 九九〇、二九七通

書留 六、二四二通

書留 四、一一四通

小包 六五七個

小包 三、八〇六個

樺太法令

陸軍省告示第十六號(樺太出入船舶及渡航者規則の内抜摘)

第一條 本規則ハ樺太嶋ニ出入セントスル船舶及同嶋渡航者ニ關ス

ル事項ヲ規定スルモノトス

明治三十八年陸軍省告示第十五號ニ依リ漁業ノ許可ヲ得タル者ノ

漁業ニ使用スル船舶及其乗組員ニツキテハ本規則ヲ適用セス

第二條 船舶ノ出入シ得ベキ港灣ハ當分ノ内コルサコフ港ニ限ル但

れ

シ陸軍大臣又ハ樺太嶋ヲ管轄スル軍衛ニ於テ特ニ認許シタルモノ
ハ此限ニ在ラズ

前項以外ノ港灣ニ出入ヲ許ス場合ハ更ニ告示ス

第三條 出入船舶ハ日本船舶ニ限ル

第七條 出入船舶ノ碇泊及乗客貨物ノ陸揚等ニツキテハ運輸通信官

衙ノ指示ニ從フモノトス

陸軍省告示第十二號

樺太嶋出入船舶及渡航者規則ニ依リ同嶋マウカ港ニ船舶ノ出入ヲ許ス

第七章 氣候

本嶋の氣候に就ては漁業、拓殖等に從事する者の大に参考となるを以
て編者は中央氣象臺第十臨時觀測所長野田氏に就て種々の質問を試
みたり左に氣象概況統計表及所長談話の要點を揚げん

冬季中(自三十八年十二月) 樺太南部各地ノ氣象

本嶋南部東岸の地は年の過半結氷に封鎖せられ氣候寒冷なるも西岸の地は結氷すること甚だ尠なく比較的溫暖にして西海岸に於けるウカの如きは九春古丹に比し高緯度に在るに拘はらず平均氣温は一度餘高く東海岸に於けるセラロコに比すれば二度餘高し然れ共内部に屬する地方は東海岸の地に於けるより尙ほ著しく互寒にしてマウカと略ぼ同緯度に於けるウラシミロフカの如きは平均氣温に於てセラロコより低きこと二度餘に及べり而してウラシミロフカに在りては一二月に於ては高極と雖も氷點に上らず低極の如きは實に氷點下四拾二度の低度を示せり其他の地に於ては氷點下三十度内外にありとす平均較差は緯度の北に進むに従ひて増大せるも内部の地方に於ては特に大なりしを見る降雪も亦内部地方に多くウラシミロフカに於ける三ヶ月間の總日數は五十五日にして九春古丹之に次ぎ四十八

日マウカセラロコは微雪を算入せざりしと雖も尙ほ他地方に比し著しく少なりしは蓋し疑なかるべし即ち左表の如し

地名	氣温 (攝氏)				平均較差	高極	低極	降雪日數
	平均	最高	最低	氷點下を示す				
セラロコ	一〇・八	五・八	一五・八	一〇・一	六・〇	二九・五	二〇	
マウカ	八・六	四・七	一二・六	八・〇	九・五	三一・五	一七	
ウラシミ	一三・六	七・四	一九・八	一二・五	四・六	四二・〇	五五	
九春古丹	九・七	六・〇	一三・五	七・六	四・六	二七・二	四八	

九春古丹氣象

年	平均	最高	最低	平均較差	高極	低極
三十八年	一一・二	一・九	四・二	六・一	八・五	九・四
三十九年	一一・二	一・九	四・二	六・一	八・五	九・四
十二月	六・六	三・一	一〇・二	七・〇	四・六	一一・〇

三十九年	三十八年	三十九年	三十八年	三十九年	三十八年	三十九年	三十八年
七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	一月
平均風向	北五七度東	北一一度東	北一五度東	北六七度西	北八二度東	北二二度西	北二二度西
平均速度	五〇	六五	六一	六六	五二	五七	七四
最大速度	八二	一二三	一二九	一二三	一二三	一二三	一二三
平均	八六	八八	八四	八〇	八二	八二	七五
最小	四三	五六	五七	四五	四三	四三	(一)
總量	一〇二	三七四	三五〇	四一五	二四八	三三四	四〇六
日數	二二	一五	二二	一五	八	六	二七
日照時	七二	一四	三四	五六	一六五	二六五	二七二

三十九年	三十八年	三十九年	三十八年	三十九年	三十八年	三十九年	三十八年
七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	一月
平均風向	南四九度東	南四四度東	南四七度東	南八二度東	南八二度東	北二二度西	北二二度西
平均速度	四一	四三	五九	五二	五二	五七	七四
最大速度	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
平均	八八	八五	八二	八二	八二	八二	八二
最小	五〇	三四	四二	四三	四三	四三	(一)
總量	七八〇	四四四	二〇〇	二四八	二四八	三三四	四〇六
日數	一一	八	二二	八	八	六	二七
日照時	四一	四一	四二	四二	四二	四二	四二

明治三十九年一月ヨルサコフ氣象概況

本月は初旬來低氣壓の往來殊に頻繁にして氣温は未だ甚だ低からざりしも風雪絶間なく時には大雪を降らし概して天氣不良に經過したりしか下半月に至りて漸く定まり爾來好天氣を現はすこと多く從て降雪も亦稀となり氣温は愈々降りて著しき低度を示し月末に及びて又稍々過暖の狀況を呈したりしも全月を通して觀れば平年と大差なく降雪日數も亦稍々少なき方なりき平均氣温は氷點以下十一度三厘にして内地に比すれば遙かに低く最寒地なる北海道帯廣の平年に比す

るも尚ほ約一度低く北見沿岸よりは約五度の低度なり而して月中の最高度も最早氷點を出でず九日に於ける氷點下零度六を以て最とし中旬の下半より下旬の上半に於ては寒氣殊に甚しく此期間に於ける平均は實に氷點下十四度に及び二十一日に於ては最低氷點下二十七度二に降りたり由來本地に於て斯の如き低度を示したるは稀なる方にして最高温度の氷點下十度に昇らざりしこと四日最低温度の氷點下二十度を降りたること五日に及び晝夜温度の差亦甚大ならず然れども之を滿洲附近に比すれば寧ろ高温の方にして午前六時の平均に就て視れば奉天よりは約五度高く營口と略ぼ伯仲の間に在りとす而して降雪總量は三十七耗にして前月より稍々増加したれども前五ヶ年平均に比すれば稍々少なく略ぼ十勝附近の降量に似て本邦に於ては臺灣西岸内海中部及本州南東部と相並びて少量の方なりとす而本地は長時間に亘りて風雪殊に甚しく其降下したるものは又吹上げら

れ普通吹雪の状態に於て免れざる所なりと雖も降雪は殆んど一所に停滞することなく隨て積雪の深さも亦甚だ確ならずりしも平均三十耗(一尺)内外に達し低地に在りては六十耗(二尺)内外に及びたる所あり近來稀なる大雪にして其他は吹雪甚しかりしも降量としては甚だ多からざりき

天氣

本月の降雪日數降量〇一耗以上は十五日にして曇天日數(平均雲量八以上)は僅かに十日に過ぎず而かも快晴日數(平均雲量二以下)三日に及びたるを以て日照時數の如き比較的多く晝間時數に對し三十九%となり前月に比すれば三%の増加を見たり

氣溫
ウラシミロフカ一月中氣象を對照すれば左の如し

四度八にして本所に比すれば三度七低く其最高は五度氷點下四度昇

り最低は二十一日氷點下四十二度に降りたり本邦に於て氷點下四十四度以下の低溫を測りたるは明治三十五年一月二十五日北海道上川に於て一回ありしのみにして既往に逆るに樺太全嶋中に於ても亦斯の如き低溫度を測りたることは稀なることなるが如し而して其前後三日に亘りて氷點下三十度以下の低溫度を示したるを以て觀れば寒感殊に凛烈なりしを知るに足る更に特別に就て見れば午前十時に於ては本所に比し三度余の低度を示し午後二時には一度余に減し午後六時には又増して三度に及び其變化前月に比して著しき差異なく晝夜溫度の差も又本所に比すれば約五度大なりし又降雪日數は二十日(午後六時限界)にして本所に比すれば三日多く積雪も亦深く二日には一米二(四尺)内外に達し吹溜りに在りては一米五乃至二米(五六尺)に及びたりと云ふ

明治三十九年四月コルサコフ氣象概況

前月末來急に暖氣を促かし本月に入りては好天氣多かりしを以て去冬來地上に堆積せる根雪も上旬に於て既に容ほ融解したりしが月の八日低氣壓の北海道北部を横過せるに際し又稍々著しき降雪あり間もなく融解し中旬に入りては僅かに一回の少雨を見るに過ぎず概ね晴天連續溫暖に經過し下旬に及びて又寒冷なる天氣を現はし二十四日の如きは多大の積雪あり氣溫も亦終日氷點に上らず恰も冬季爾來の觀を呈したりしも月末に至りて全く恢復し天氣好良に趣きしを以て全月を通すれば氣溫は平年と大差なく降水は殊に寡少なりし而して平均氣溫は一度一にして前より六度余の高昇を呈せり而して本月に於ても氷點に昇らざりしことあり之を滿州附近に比すれば午前六時に於ては營口より約六度奉天より約三度低かりし又以て本地方春寒の嚴なる本邦は勿論滿韓地方に於ても多く其例を見ざる所なりとす本月の降雪日數は八日にして本邦最寡雨地たる臺灣南西岸の

平年に近似せり然れ共快晴日數は僅かに二日にして曇天日數は十二日の多きに及びたり

明治三十九年七月ヨルサコフ氣象概況

本月は南東風大に發展し來り風力常に弱く中旬に至りて好天氣打續き僅に二回の降雨を見たるのみにして其量甚だ少なく氣溫は益升りて本地に於ては稀なる高度に達し全く盛夏の狀況に陥れり漸く下旬に至りて陰濕なる天氣を現はし時に顯著なる雷雨を起し氣溫も亦稍く低降したれども全月を通して觀れば尙ほ甚だ過暖にして寡雨の方なりき本月の平均氣溫は十五度五にして前月より六度九の上昇を示し其歩調の急速なる他月に其例を見ざる所以て本地方暑氣を促すことの如何に急劇なるかを窺ふ可し本片の雨天日數は十二日にして前月より四日多く毎回の降量は少量なり而して快晴日數は五日曇天日數は十六日にして濃霧日數は六日に及び二回の雷雨あり本年に於て

雷雨を測りたるは本月を以て嚆矢とす

結氷及流水

九春古丹港内に於ては十一月中旬後沿岸に於て時々軟氷を結び十二月に入りても尙ほ著しき結氷なく一月に及びて漸く海水の港内全部に擴かりたる觀を呈したることありしも未だ人馬の徒涉に堪へざりしが十九日に至りて沿岸約千四百米突沖合まで堅氷を結び二月三日には港内一面凍結し十日夜暴風の爲め沿岸一部堅氷を殘存し他は皆一旦流失し後ち又直ちに氷結し始め二十一日再度一面に亘りて凍結するを見たりしが二十八日に至りて中央部結氷流動し始め爾後流動凍結定らず十七日には再た沿岸約七八百米突堅氷部を除き他は皆流失せ翌十八日には堅氷部も亦個々に分離し四月一日に至りて全部流失す爾後數回流水の漂着するを見たりしが十七日に及びて全く流去せり然れ共東海岸に於ては五月尙ほ流水去らず片岡岬附近に於ては

六月中旬猶流水の漂着するを見たり之に反し西海岸マウカに於ては
一月下旬及二月上旬唯二回の薄氷を結ひじとありしのみ而も氷域
廣からず僅に二哩内外に過ぎざりしと云ふ



中編

第壹章 水産

樺太の魚族に豊富なるは世界三大漁場の一と稱せらるゝに於ても之
れを推知するを得べく今更多言を要せずと雖も彼の露領時代にあり
ては之れが開發に努めざるのみか本邦人の出漁者に對する方針の如
きは明らかに禁止的とも見るべきものなりしか如し故に其の産額も
亦随つて僅少たるを免れずして天恵の資源空しく放棄して顧みざる
の觀ありしもの一たび我皇軍の之れを占領するや漁撈智識の進歩せ
る邦人は争ふて之れが開發に力めんことを希望せり即ち明治三十八
年八月我陸軍省は告示第十五號を以て占領地に於ける漁業假規則な
るものを發布し曾て本邦人にして同嶋に出漁し露政府より漁業許可
を得たりしものには其の漁場に於ける優先權を附與し他の漁場に

就其於十一年期として之れを競争入札に附し其の賃料の高額なるもの漁業を特許せり著者は樺太將來の漁業政策上競争入札法は果して克く同嶋漁業を公平に且つ其好果を得べき最良の方法なりしや否や此就ては大に疑なき能はざるものにして他に聊か卑見を存するものなれども然れども該漁業規則は當時未だ占領中にして全く我領に歸せざりし時に於けるものなるに於て一時的漁業の特許に就ては競争入札の方法に依るより他に適當の途なかるべく所謂之れを以て永久的同嶋漁業規則となすものにあらざるは其の假規則なるに依りても之れを知るを得べく早晚之れが本規則の發布を見るに至るならん而かも當局者は此の假規則に依りて行ひし三回の競争入札は如何の状態を呈するに至りしか従つて其の利弊のある處を明察せられたるべければ必ずや深く審査考究せられ完全なる制度を定めらるゝは吾人の信じて疑はざる所なるを以て今茲に之れを論せざるべし唯希

くは同嶋漁業をして少数有力者の壟斷するか如き弊を生せざらしむると同時に漁業の前途をして永く危険の虞なからしむるを期すべきにあり般鑑遠からず近く我北海道に於ける紅魚減少の例の如き又以て大に参考の資に供するに足るものあらん

同嶋に於ける漁業は特許漁業及び鑑札漁業の二種とするを得べし即ち特許漁業とは告示第十五號漁業假規則に基くものにして鯨、鮭、鱈の建網及び曳網なり又た鑑札漁業と稱するは三十八年十月三日告示第四號漁業鑑札規則に因るものにして即ち捕鯨、昆布採取、海鼠、曳鱈、大鱈、潜水器漁、手繰網及打瀬網漁、鰈魚、採貝、雜漁等の各種なりとす而して民政署設置以來兩規の下に許可を受けたるもの左の如し

鮭、鱈、鯨建網數一覽表

漁業種類	東海岸	アニア湾内	西海岸	計
鮭、鱈、鯨	四三	二八	三三	一〇四

鮭	四四	一	一	四四
鱈	一	二	一	三
鯨	一	二一	三七	五八
鯨	三	五	三	一一
計	九一	五六	七三	二二〇

以上は三十八年度の許可に係るものにして前表中告示第十五號第四條に基き優先の詮議によりて特許を受けしもの三十三名其漁場數百八個所にして他は競争入札に依る落札者なり即ち入札落札人員七十三名其漁場數百二十二個處なり此他三十九年度に於て左の漁場を入札に附せり

漁業種類	東海岸	アニア灣内	西海岸	計
鮭、鱈、鯨	五	二	一	八
鮭、鱈、鯨	三	一	一	三

鯨	一	一四	一五
計	八	三	一五

以上は三十九年度に於て入札に附したるものにして内同年度に於て新設せられしものはアニア灣内一ヶ處、西海岸九ヶ處に過ぎずして他は前年度入札に附せしもの、再入札に係るものなり故に樺太に於ける漁場總數は現在二百三十個處に過ぎずとす

鑑札漁業一覽表

漁業種類	鑑札數	漁業者	漁船數	漁夫數
捕鯨業	八	二	四七	五六〇
昆布採取	三二一	三一八	三二一	一三五七
海鼠漁業	四六	四六	四六	一八三
鱈漁業	八二一	四六八	八二一	五九九八
大鮭漁業	五九	四九	五九	三六七

潜水器漁	四五	二五	四五	二八三
手繰網業	二四七	二三七	二四七	一七二六
打瀬網業	六六	五六	六六	二八三
採貝業	二九一	二八七	二九一	一二〇八
雑漁業	五二一	四八四	五二一	二七二七
計	二、四二五	一九七二	二、四六四	一四、二九二

以上は三十九年六月末日までに於ける統計なり

樺太南部に於ける沿岸數百哩なるにも拘はらず其の漁場數前表の如く僅々二百三十ヶ所に過ぎずとせば人或は其各漁場間の距離徒らに廣大に過ぐるものあるを疑はん然り實際に於ては其距離廣大に過ぐるものなしとせざるも今日の區域なるものは未だ沿岸の調査を爲して之れを設定せしものにあらず露領當時の漁場區域なるものを襲用せしものなるを以て中には増設すべき餘地を存するもの少しとせず

然れども漁場區域の如きは漁業を保護して永く魚族の群衆を維持するに於て一大關係を有するものなれば慎重に調査講究して以て之れを定むるにあらずんば他日回復すべからざるの悔あるを免れざるものあらん民政當局者も亦茲に於て容易に之れを定めずして目下其の調査に執筆せられつゝありと云へば早晚其の結果によりて之れが方針を決定せらるゝに至るべしと雖も要するに其の漁場數の如きは多少の増加を見るべきは疑なからん而かも今日と雖も其の表面に於ける漁場數としては僅々二百三十ヶ所に過ぎざるも鯨漁業には建網の外に副網一統を許可するを以て實際に於ては三百余ヶ所に該當するものなるが如し

漁場入札の状況 告示第十五號樺太漁業規則に依る第一回の漁場入札は三十八年十月十八日よりヨサフ民政署に於て執行せられたり當時入札者は漁業經驗なる一の資格を要せられたるに拘はらず

本州各府縣及び北海道は、之れが入札に渡航せしもの殆んど數百名の多きに達せり而して其の競争實に激烈にして、政署が定めたる豫定額に達せざりしかため再入札に附せられたるは僅かに數少所に過ぎずして他は悉く豫定額を超過せり即ち甚だしきは豫定額を超過すること數倍にして一統の賃料二萬金を出つるものあるに至れり之れ當時入札者の多くは樺太漁業の有利なるに狂浮せしに因るなるべしと雖も亦此の落札は永く同嶋の漁業権を占有するを得べしと信じたるものゝ如し第二回入札も亦一層漁場料金の昂騰を見るに至れり即ち三十九年九月十八日之れを執行し最高額四萬餘圓に達す思ふに如此の價格は果して克く經營者の經濟上收支の權衡を失する無謀の舉にあらざるか苟くも牙籌を採りて利を收めんとするものゝ爲し得べきことにあらざるや明らかなり之れ即ち第一回入札者が想像する如く落札は同嶋の漁業權利を永く繼續し得べきを豫期せしと第一回

落札者が三十九年度に於て其の料金の幾分を減せられたりしを以て翌年度に至るに於ては又同一の恩典に俗するを得べきを推測せしものゝ過ぎざるべし然れども這般入札の状況に依りて入札方法なるものゝ弊を知ると同時に如此のことは眞摯に同嶋漁業を開發し以て同嶋の拓殖を扶くる所以の途にあらざるを疑ふものなり

三十九年度に於ける漁業概況

樺太漁業假規則に依りて正式に漁業に従事せしは三十九年度鯨漁業より始まりしを以て鮭漁の結果は未だ之れを知る能はず即ち鯨漁業に於ける状況を記せんに其建網數は東西海岸及びアニワ灣内を併せて百二十四統にして之れに使用したる雇夫は常備漁夫八千三百十五人と外に若干の臨時雇夫なり而して其の收穫高約十五萬石なりとす今各地方別に依りて其の漁況を記せば西海岸オハトマリ即ち百七十七號附近より北方ウシロ二百二十二號附近に至るの間は全嶋中漁況の

最も良好なる部分にして多きは一統五千石以上にして普通千二三百石乃至二千石なりとすアニワ湾内は東側の一部即ちコルサコラ附近よりチモサニ附近に至る一部は最多額二千石にして普通七八百石位の收穫ありしと雖も其他は殆んど大不漁とも云ふべき多きも二三石に過ぎず少なきは僅々百石に足らざるものあり東海岸の如きは流氷の爲め其の時期を失し收穫殆んど無しと云ふか如き状況なり西海岸の南部即ちノトロ岬附近及び最北部の新開漁場は之れを同海岸中央部に比すれば其の收穫遙かに劣れりと云ふべきなり今其の收穫高及び使用漁夫數を海岸別によりて表示せば左の如し

海岸	收穫高	使用漁夫數
東海岸	四〇〇〇	一〇二二
アニワ湾内	一六〇〇〇	一六七三
西海岸	三〇〇〇〇	五六二〇

計 一五〇〇〇 八三一五

三十九年度に於ける鯨漁業は到底豊漁と云ふべからず即ち彼の露領當時本邦人が出漁せし三十五六年に比すれば蓋し頗る不成績と云ふべきに似たり然れども這は兵火の爲め殆んど各漁場の設備を毀損せられたると漁業入札が冬期に近づきたるが爲め諸般の準備に少なからざる支障を見るに至りしとアニワ湾内漁業の著しき溝漁等に基づき因せしものなれば之れを以て本嶋漁業の將來を杞憂すべきものにあらず即ち右等諸般の不備を完成するの時は其收穫今日に倍加すべき毫も疑を容るべきものにあらず即ち彼の窮屈なる規則の下に於ける露領時代に於ける漁業に於て尙ほ且つ充分の利益を獲得するを得たりしもの今や文明制度の下に安全に其業を經營するに於ては其の將來漁業の發達すべきは炳として火を賭るより明かなり今左に露領時代に於ける三十五六兩年間の漁獲表を左に掲げて讀者の参考に供せ

年度	漁場數	營業主數	使用雇人數	收穫高
川五年	一七七	五五	六一七九	一五八、六五二
川六年	一八七	五三	七一八二	二三二、一三〇

備考 本表中川五年度は日本人の經營漁場百七ヶ所にして營業主三十

主三十五人川六年度は漁場九十九ヶ所にして營業主三十

人なり他は露國人なり但し使用漁夫は全部日本人なり

鱈其他鑑札漁業 鱈其他一般の鑑札漁業も亦其の漁業の初年に屬するものにして云はゞ試業とも云ふべきものなるが故に充分なる好成績を得たりと云ふべきにあらざるも兎に角相當の成績を得たるに近かしと云ふべきなり即ち鱈配細漁業者は西海岸トロンボ附近および北方チロカイ附近に至る間に多く鱈及び手繰網漁業者も亦此の方面に在り而して鱈は漁船一雙の最も收穫多きものは約二千五百束にして

ね

普通千五百束乃至二千束のもの少なからず其の總收穫高約二十六七萬束なり鱈は漁船一雙の收穫大凡五十石内外のもの多く昆布は主として西海岸にして其收穫高約八千石なりとす其他アニワ灣内に於ける採貝漁業等多少見るべきものなきにあらざるも之れ等は未だ充分の調査を爲し能はざりしを以て其の詳細を知る能はず

重要水産物の主産地及び收穫期

樺太に於ける水産物の種類は頗る多くして枚舉に遑あらざるか如し然れども各種水産物中將來同嶋の重要物産とも見るべきものは鯨、鮭、鱈、昆布、臘、臍等なりとす即ち之れ等水産物の主産地及其の收穫時期は左の如し

鯨 樺太水産物中の首位を占むるものを鯨となす即ち西海岸は之れが過半を産するものなりと雖も北位五十度以北現今の露領に屬する處には彼の油鯨なるものを産するも殆んど鯨の生息するものなきか

如し而して西海岸中現今好漁場と稱するはマツカ附近より北方シメ
シナイ附近に至るの間にしてウシヨロ地方之れに亞き漸次北方に行
くに從へ稍稀薄となるもの、如し又西海岸中ノトロ岬附近は潮流急
にして投網上一大困難なるのみならず鯨の鮮來も亦少なきに似たり
アニワ灣内は西海岸に次ぐの主産地にしてコルサコフ附近の如きは
西海岸中の好漁場と匹敵するもの尠しとせず東海岸に至りては僅か
にワリレ附近を中心として其南北に於て多少の漁獲を見るを得べし
と雖も到底多くの收穫は望むべきにあらず而して之れが漁獲期は西
海岸及びアニワ灣内は五月上旬より下旬を最も盛漁の時期とするも
のにして投網は大概四月下旬より始まり其の全く終了するは七月中
旬頃なりとす三十九年の如き七月に入りて相當の漁獲をなせしもの
ありしと云ふ又東海岸は五月中旬より六月上旬を盛漁期となす西
海岸に屬する海鳥嶋も亦西海岸と同時期にして其鮮來西海岸に劣ら

ざるものありと雖も同嶋は山勢急傾險岩多く海岸爲めに平地少なく
南東の一角僅かに小濱あるのみなるを以て多額の資を投するにあら
ざれば漁獲製造上頗る困難を感ずるか如し

鮭 東海岸を以て其の主産地としアニワ灣内之れに次ぐ西海岸に至
つては實に僅少なりとす而して東海岸に於てはテルベニヤ灣内にあ
るボロナイ川附近を以て好漁場としアニワ灣内に於てはス、ヤ川附
近を主なる漁場となす而して其の種類に二種あり一を夏鮭(俗に時知
らざと云ふ)と云へ一を秋鮭と云ふ即ち夏鮭の漁期は七月上旬より八
月下旬に至るものにして此の夏鮭の稀薄となると同時に秋鮭の鮮來
を見るものにして其終期を十月とす故に毎年七月初めより十月に至
る一百有餘日間は常に鮭魚の群襲を見ざるなく其の多大なるは實に
意想の外にあり

繪 東西海岸及びアニワ灣内一帯に産すると雖も東海岸を以て殊に

多しとすアニア湾内を第二位とし西海岸之れに次ぐ而して其漁期は西海岸稍々早きもの、如く即ち六月下旬より始まり他は七月より漁獲を始め八月中旬に至りて畧々終了するか如し

鮭鱒は紅魚と稱するものにして其漁獲上に相當の制限を附し之れが充分なる繁殖上の保護を爲すにあらざれば將來絶滅の憂なきを保せず故に現今民政署に於ては鮭鱒各漁場間の距離を遠大ならしむるのみならず其の産卵のため溯上する處の河川は悉く之れを保護河川として其の全部及び河口沿岸六百間の處は漁業を禁止せり而して鮭鱒は食料品として製造するの外肥料とするが如きは絶対に許さるることとなせり即ち其の保護河川として漁業を禁止せし個所左の如し

東海 岸の部

東海 岸の部

- | | |
|---------|-----------|
| タラシコタン | ホロナイ |
| コタシケン | ニートイ |
| シレントコ | ウエニコタン |
| マクシコタン | チカボロナイ |
| マトマナイ | オタサン |
| アイ | ナイアチ |
| ウエニコタン | オチヨボカ |
| トンナイチャ湖 | ロチシナイ |
| アニア湾内の部 | |
| 大ヤマンベツ | ノシクナイ |
| トリアツ湖 | ユガンキナレイチカ |
| リュトカ | タナナイ |
| ドロカワ | ナイチヤ |
| | ナイオンナイ |
| | ススヤ |
| | ウルウ |
| | オムトウ(淡水湖) |

西海岸の部

- ペストマナイ
- ソート
- ナヤシ
- トコンボ
- オホトマリ
- リツタンナイ
- オテフコロ
- クスンナイ
- ライチシカ湖口
- コタンウトロ
- エビシ
- モエビシナイ
- ユタノウトロ
- マウカ
- ノタサン
- ナヨロ
- ウシチコロ
- アスサンナイ
- アトワタンナイ
- ウシチコロ
- アスサンナイ
- マウカ
- ノタサン
- ナヨロ
- モエビシナイ
- ライチシカ湖口
- コタンウトロ
- エビシ
- トマリオロ
- シイナイ
- オコ
- テイ
- トイブツ
- トルボスマナイ

将来樺太水産物中に於て或は鯨に次ぐの勢力を有するに至るものあらん即ち同嶋沿岸各方面に於て之れを漁獲し得べきも現今にては西海岸中部を以て好漁場とす而して鱈は常日海岸に接近するものと海沖の群生處にあるものとの二種あり海岸に生息するをソ・鱈と稱

して海岸の海草に産卵し又沖合の群生處にあるをザ・鱈と稱す此の常生處は時に夏冬其處を異にするも海岸に接近せずして海底の沙泥に産卵するにあり元來鱈は多大なる魚族なるが上に尙ほ廣大なる産生處によりて繁殖するものなるが故に如何に濫獲するも減耗するの憂なきものとす左れば将来沖合に進んで之れが生息處を探見し漁獲するに於ては無限の収穫を得べきは明らかなり而して其漁期は春期は三月下旬より六月中旬までとす

混布同嶋到る處之れを見ざるなきも其の最も多きを西海岸南部とシテ之は同嶋内之れは次ぐ採取期は七月中旬より始まる昆布は曾に食料として輸出するのみならず沃度製造の唯一原料たるを以て將來之れが採取高の増加と共に沃度の製造をなすに於ては尙ほ尙ほ利益を取得するに難がちなる本嶋物産中前途頗る有望なるものなれば

にして其の皮の如きは最も高價なる輸出品なり故に民政署は其藩殖を保護せんがため當時之れが獵獲を禁止せらるゝのみならず水産技術員及び憲兵を派遣して之れが密獲を取締り其の藩殖を圖れり

樺太各海岸に於て特許を爲したる各漁場の番號位置及び漁獲物の種類は左の如し

番號	位置	種類	番號	位置	種類
一	ナイブト	鮭、鯨	六二	ルホントマリ	鮭、鯨
二	ノトソワ	同	六五	無名	同
三	トイア	同	六五	スウシ	同
四	ヤシクナイ	同	六六	イタダクスナイ	同
五	同	同	六六	イタダクスナイ	同
六	同	同	六九	イタダクスナイ	同

本

七	無名	同	七〇	無名	同
二二	エホロニフナイ	同	七二	同	同
二三	同 第四號	同	七三	同	同
二四	同 第六號	同	七八	ハートツ	同
三九	チャカマウシナイ	同	七九	トヨマイ	同
四二	無名	同	八〇	カモイクシ	同
四四	ボロナイボ	鮭、鯨	八一	チャクチ	同
五五	マトマイ	同	八二	ヤンクナイ	同
五五	イタダクスナイ	同	八三	ミナベツ 第一號	同
五五	同 第二號	同	八四	同 第二號	同
五五	レアルイサン	同	八五	シセエツカ	同
六〇	ツソイコチ	同	八六	チシナイ	同
			八七	ホレボクナイ	同

百六十九

六二	エンルンコマナイ	同	八八	イソトウエンカ	同
六二	シヨウウンナイ	同	八九	チボツベ	同
アニワ湾内の部					
九〇	ムラモルヌイ岬	蛙鯨鯨	一三〇	ダナ、イ	鯨
九一	同 第一號	同	一三五	ウリユム	同
九二	サツトボ	同	一三七	ベストロ	蛙鯨鯨
九三	チマンベツ、マー	同	一三七イ	マクシムキナ、レ	同
九四	ルイ	同	一四〇イ	無名	鯨
九四	トマリ	同	一四二	ブーチ	同
九五	フレツマ	同	一四五	モツナイ	蛙鯨鯨
九六	モシリ	鯨	一四八	モゴツイ	鯨

九八	無名	蛙鯨鯨	一四九	ノボリ	蛙鯨鯨
九九	ノオテナイ	同	一五〇	チーシー(エサン)	同
一〇〇	無名	同	一五一	ビシヤサン	同
一〇一	同	同	一五三	無名	同
一二三	ベルワヤバーチ	同	一五五	同	同
一二四イ	ナ、グベ	同			
一二四ロ	トレトチバチ	同			
一二五	ナ、グベ	同			
一二六	グバ第二號	同			
西海岸の部					
番號	位置	種類	番號	位置	種類
一五六	シラヌシ第一號	蛙鯨鯨	一九四イ	チエトウシナイボ	鯨
一五七	同 第二號	同	一九七イ	アウシカンナイボ	同

一五八	ムストマナイ	鯨	二〇〇イ	モエソルンナイボ	同
一五九	リニ	同	二〇一イ	無名	同
一六〇	ウインヂス	鮭、鯨	二〇三イ	ヤシケン	同
一六六	トコンボ	同	二〇三ロ	イシヤンメナイボ	同
一六七	ホンダクシ	同	二〇九	トマリオロ	同
一七〇	オハトマリ	鯨	二一〇	トマリボ	同
一七一	トマリボクシ	鮭、鯨	二一一	オンイコントマリ	同
一七二	ヒロツエ	同	二一四	シラ、オロ	同
一七三	テモトマリ	鯨	二一五	ヨミサラロ	同
一七四	アキブシ	鮭、鯨	二二〇	ニナイ	同
一七五	トマ、ナイ	鯨	二二一	ウストマナイ	同
一七六	テロヤ	鮭、鯨	二二二	ウシロ	同
一七七	ホントマリ	同	二二三	エクントマリ	同

一七九	アラククイ	同	二二四	オロクシ	同
一八一	ウエントマリ	同	二二四イ	モテクナイボ	鮭、鯨
一八二	チシナイボ	同	二二四ロ	無名	同
一八三	ボロトマリ	同	二二五	オモト	鯨
一八四	ボンコタン	鮭、鯨	二二六	トロ	同
一八五	ラクマカ	同	二二七	モエトチナイ	同
一八七	トマリボ	同	二二八	イトナイ	同
一八九	トナイキシ	同	二二九	チチナイ	同
一八九イ	トコタン脚	鯨	二三〇	モロ、チ	同
一九〇	トコタン	鮭、鯨	二三一	ナヤシ	同
一九〇イ	モシラ、ボ	鯨	二三二	ムナイ	同
一九一イ	オコナイボ	鮭、鯨	二三三	チロク	同
一九二イ	無名	同	二三四	ソコライ	同

一九二〇	モラドクレ
一九二一	トフクシ
一九二二	トフクシ
一九二三	トフクシ
一九二四	パイコサクシ

同	鯨	同
---	---	---

樺太に於ける水産は殆んど其の生命とも云ふべく數百哩の沿岸悉く之れ水産に富むものたらずんばあらずして無盡藏なる天恵の産は將來採りて以て本邦人の資源とするを得べく随つて其の詳細を記述するは到底小冊子の克く爲す能はざる所たるのみならず今や將に其の調査時代にして多くは其の調査中或は試業中に屬するものなるが故に遺憾なから詳しく之れを記載することの困難たるを免れず左れば茲には其の梗概を記するに止むるの已むを得ずと雖も本章記する所に依りて兎に角本嶋水産の一斑を窺知するを得ん而して現今樺太漁業に關する規則の必要なるものを左に摘記して以て同嶋水産業に従事せんとする諸士の便宜に供せんとす

樺太法令

陸軍省告示第十五號

樺太島漁業假規則左ノ通定ム

明治三十八年八月七日

樺太島漁業假規則

第一條 樺太島占領中同島ニ於ケル鯨、鯨及鯨ノ漁業ハ本規則ニ依リ

漁業ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ營ムコトヲ得

海豹島ノ海獸獵ハ之ヲ許可セザルモノトス

第二條 漁業ヲ營ムヘキ場所ハ其ノ漁業ヲ許可シタル漁場ニ限ル

漁業ヲ許可スヘキ漁場ハ露國官廳ノ公示シタル千九百三年度漁場

區域表ニ掲ケルモノ及千八百九十九年露國官廳ガ長期ノ特許ヲ與

ヘタルモノニ依リ其許可ハ一年毎ニ之ヲ爲スモノトス但シ明治三

十八年及三十九年ノ漁業ハ一免許期間トシテ之ヲ許可スルモノト

第三條 漁業ヲ許可スヘキ漁場ハ各漁場毎ニ漁業料ヲ競争入札ニ附シ落札者ニ其ノ漁業ヲ許可スルモノトス其ノ入札執行ノ口時場所ハ管轄軍衙樺太島ヲ管轄スル最高等司令部以下同シニ於テ之ヲ定ム

前項ノ競争入札ハ漁業ニ經驗アル帝國臣民ニシテ管轄軍衙ニ於テ相當ノ資格アリト認ムルモノニ付之ヲ行ヒ同軍衙ニ於テ豫定スル金額以上ノ最高額入札ヲ爲ス者ヲ落札者ト定ム但シ同額ノ入札者二人以上アルトキハ抽籤ニ依リ落札者ヲ定ム

第四條 漁業ヲ營マントスル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該ル者ニハ管轄軍衙ハ之ニ優先ノ詮議ヲ爲スコトアルヘシ

- 一 帝國臣民ニシテ露國官廳ヨリ一定ノ漁場ニ於テ明治三十六年度ノ漁業ノ許可ヲ受ケタル者

第二條 帝國臣民ニシテ從來露國官廳ヨリ漁業ノ許可ヲ受ケタル露國臣民ハ漁場ヲ借受テ漁業ニ關スル建物其他ノ財産ヲ現ニ該漁場ニ有スル者

第三條 樺太島在住露國人ニシテ從來露國官廳ヨリ漁業ノ許可ヲ受ケタル者現ニ該漁場ニ於テ自ラ漁業ヲ營ム者但シ第一條ニ該當スル漁場ニツギテハ此ノ限ニアラズ

第五條 漁業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ漁業ヲ營マントスル漁場漁種及網數使用漁船隻數漁夫人員ヲ記載シ管轄軍衙ニ出願スベシ前項ノ願書ニハ本規則第三條ニ依ルモノハ地方廳ノ調製セル營業及身元證明書本規則第四條第一號ニ依ル者ハ漁業ノ許可ヲ證スル書類及地方廳ノ調製セル身元證明書及漁業許可書同條第二號ニ依ル者ハ地方廳ノ調製セル身元證明書漁場借受契約書及漁場ニ於テ所建物其他財産目錄計ヲ添附スルモノトス

漁業許可證及漁場借受契約書ハ正副二通ヲ要ス

第六條 漁業ノ許可ヲ受ケル者ハ管轄軍衙ノ定ムル所ニ依リ漁業料ヲ納付スヘシ但シ競争入札ニ依リタル者ハ漁業料金ハ落札金額ニ依ル

前項漁業料ハ本規則ニ違反シ若シ不正ノ行為ヲ為スル者ハ漁業ノ許可ヲ取消サレタル場合ト雖之ヲ免ゼラル、コトナシ但シ軍事上ノ必要ニ依リ漁業ノ停止ヲ命スルトキハ其漁業料ノ一部又ハ全部ヲ免セラル

第七條 漁業ノ許可ハ他人ニ讓渡又ハ貸渡スルコトヲ得ス

第八條 河川ノ全部及河川ノ河口前面ノ水域ハ其ノ河口ヨリ左右海岸ニ起リテハ管轄軍衙ノ許可ヲ得ス

第九條 人鮭鱈及鯨魚ノ爲ニ使用スル漁具ハ建網及引網トシテ其ノ使用ハ管轄軍衙ノ許可ヲ得ス

第十條 管轄軍衙ニ使用スル建網ハ一統ニ限ルモノトス

各漁場ニ用ユル各網間ノ左右ノ間隔ハ鮭鱈漁ニアリテハ三メートル以上トシテ

第十一條 漁業ニ従事スル船舶ニハ特ニ許可スル場合ノ外露國人ヲ乗込マシムルコトヲ得ス

第十二條 漁業者及其ノ使用人ハ管轄軍衙ノ許可ナクシテ同嶋ニ於ケル樹木ヲ伐採シ山林ヲ傷害スヘカラス

第十三條 漁業者及其ノ使用人ハ本規則ノ外管轄軍衙ノ定ムル規則及命令ヲ遵守スルモシテ

第十四條 管轄軍衙ニ於テ軍事上必要ト認ムル場合ハ漁場區域ノ一部又ハ全部ニ對シ漁業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 本規則ニ違反シタル者ハ管轄軍衙ニ於テ漁業ノ許可ヲ取消スルコトアルヘシ

第十六條 樺太島嶼所在士族隊隊士以外ノ者ヲ使用セス小漁具ヲ

漁場觀察者取締規則左ノ通相定ム

明治三十一年九月六日

本令就 漁場觀察者取締規則 其旨ニ依リテ

第一條 沿海ノ漁場ヲ觀察セシムル者ハ其漁場名出願者ノ原籍居住地

氏名年齢ヲ記載シ民政署ニ願出漁場觀察ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル時ハ受書ヲ提出スルモ非ラサレハ漁場

第二條 漁業假規則第四條第一號ニ該當スルモノニ非ラサレハ漁場

觀察ノ許可ヲ出願ヲ爲スルコトヲ得ス

第三條 漁場觀察ノ許可ヲ受ケタル者ハ從隨者トシテ樺太島出入船

船及渡航者規則ニ依リ正當ノ手續ヲ履キタル者五人以下ヲ伴フ

軍令第三條ノ氏名原籍地居住地及年齢ハ第一條ノ願書ニ記載スヘシ

從隨者ノ氏名原籍地居住地及年齢ハ第一條ノ願書ニ記載スヘシ

第四條 漁業ノ許可アル迄ハ船舶家屋納屋其他ノ建築場工作物ヲ新

築改築及大修繕ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 許可ヲ得スシテコルサコフボロフマリベルワヤバリーチ

及其ノ附近以外ノ漁場ニ赴キタル者又ハ第三條ノ規定ニ違背シテ

從隨者ヲ伴ヒ又ハ從隨ヲ爲シタル者ハ二十圓以下ノ罰金又ハ十日

第六條 第三條ノ規定ニ違背シテ從隨者ヲ伴ヒ第四條ノ事項及軍令

其ノ他ノ規則命令ニ違背シタル者ハ漁業特許ニ付優先ノ詮議ヲ受

クテ得サルコトアルヘシ

數人連名ヲ以テ第一條ノ許可ヲ得タル者ハ其連名者ノ行爲ニ付連

帶ノ責任ヲ負ヒ從隨者ヲ伴フ者ハ從隨者ノ行爲ニ就テモ其責任ヲ

本負スルコトアルヘシ

軍令第三條ノ氏名原籍地居住地及年齢ハ第一條ノ願書ニ記載スヘシ

明治三十八年九月署令第一號漁場視察者取締規則中第二條ヲ削除ス
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

署令第九號
明治三十八年十月一日
鑑札漁業者土地使用並ニ山林伐採ニ關スル件左ノ通相定ム

明治三十九年三月五日

第一條 漁業鑑札ヲ受ケタル者漁業鑑札規則第四條ニ依リ住宅其ノ他營業ニ要スル建築及工作用敷地漁船漁具置場海産干場ニ必要ナル海濱土地ヲ使用セシトスルハ第一號書式ニ依リ豫メ所轄支署長ニ届出ツベシ

署長ニ届出ツベシ

第二條 漁業鑑札ヲ受ケタル者漁業鑑札規則第五條ニ依リ薪炭用住宅其ノ他漁業ニ要スル建築及工作用並ニ漁船漁具用ノ爲メ山林ヲ伐採セシムルハ第二號書式ニ依リ豫メ所轄支署長ニ届出ツベシ

第三條 漁業鑑札ヲ受ケタル者ハ土地ノ使用又ハ山林ノ伐採ニ着手スル以前ニ於テ左ノ料金を納付ス可シ

- 一 土地使用料金 一坪ニ付一漁期間 金一錢
- 一 山林伐採料金 一尺ニ付 金拾五錢
- 一 一棚ニ付 金貳拾錢

第四條 漁業鑑札ヲ受ケタル者ノ伐採シタル木材ハ所轄支署長ノ許可ヲ得スシテ他ニ轉賣讓與スルコトヲ得ス

第五條 所轄支署長ハ漁業鑑札規則第四條第二項及第五條第一項ニ基キ必要ト認ムル處分ヲ爲スコトヲ得

第六條 左ノ各項ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處シ木材ハ何人ノ所有ニアルヲ問ハス之ヲ沒收ス

一 第一條又ハ第二條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出以外ニ土地ヲ使用

- 一 シ又ハ山林ヲ伐採シタル者
- 二 第四條ノ規定ニ違反シタル者
- 三 第五條ニ依ル處分ニ従ハサル者

附 則

第七條 漁業鑑札ヲ受ケタル者ニシテ本令發布以前ニ山林ヲ伐採シタル者ハ其ノ伐採ノ場所樹木ノ種類及數量ヲ明記シ本年三月三十一日迄ニ所轄支署長ニ届出テ第三條ノ料金を納付スヘシ

第八條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治三十九年四月十二日

第一條 漁業ノ特許ヲ受ケタル者特許證書裏書第一條第一號ニ依リ山林ヲ伐採セントスル時ハ第一號書式ニ依リ支署長ニ届出ツヘシ

第二條 漁業ノ特許ヲ受ケタル者特許證書裏書第二條第二號ニ依リ土地ヲ使用セントスル時ハ第二號書式ニ依リ支署長ニ届出ツヘシ

第三條 本令ニ依リ伐採シタル木材ハ支署長ハ許可ヲ得スシテ他

第四條 本令ニ違背シタル者ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

支署令第九條

特許漁業者ニアラサレハ鯨ヲ以テ肥料ヲ製造スルコトヲ得ス犯ス者ハ貳拾圓以下ノ罰金又ハ十日以内ノ拘留ニ處ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年五月五日

支署令第十三號

特許漁業用山林伐採及土地使用ニ關スル届出規則左ノ通相定ム

明治三十九年三月二十日

特許漁業用山林伐採及土地使用届出規則

第一條 漁業ノ特許ヲ受ケタル者其ノ特許證書裏書第一條第一號ニ依リ薪炭用住宅其他漁業ニ要スル建築及工作用並ニ漁船漁具用ノ爲メ山林ヲ伐採セシトスルトキハ豫メ其ノ樹木ノ種類、數量及期間ヲ記シタル書面ニ伐採場所ノ畧圖ヲ添ヘ當支署又ハ出張所ニ届出テ指示ヲ受クヘシ

第二條 漁業ノ特許ヲ受ケタル者其ノ特許證書裏書第一條第二號ニ依リ住宅其他漁業ニ要スル建築及工作用敷地、漁船漁具置場、網干場、海産干場及蔬菜園ニ必要ナル海濱ノ土地ヲ使用セントスルトキハ豫メ其ノ目的、坪數及期間ヲ記シタル書面ニ使用場所ノ畧圖ヲ添ヘ當支署又ハ出張所ニ届出テ指示ヲ受クヘシ

第三條 本則第一條及第二條ニ違背シタル者ハ二拾圓以下ノ罰金又ハ十日以下ノ拘留ニ處シ尙前者ヲ對シテハ其伐採樹木ヲ沒收シ後

前者ヲ對シテ其使用地ヲ原形ニ復シ並ニ其ノ面積ノ四割、其面積ノ半マ支署令第二號ニ依リ之ヲ行フ

特許漁業用材伐採及土地使用ニ關スル件左ノ通相定ム

明治三十九年二月三十日

第一條 漁業ノ特許ヲ受ケタル者其ノ特許證書裏書第一條第一號ニ依リ薪炭用住宅其他漁業ニ要スル建築及工作用並ニ漁船漁具用ノ爲メ山林ヲ伐採セントスルモノハ第一號書式ニ依リ當支署長ニ届出ツヘシ

第二條 届目通り三寸以下ノ落葉松及しんこまつハ伐採スルコトヲ得

第三條 漁業ノ特許ヲ受ケタル者其ノ特許證書裏書第一條第二號ニ依リ住宅其他漁業ニ要スル建築及工作用敷地、漁船漁具置場、網干場、海産干場及蔬菜園ニ必要ナル海濱土地ヲ使用セントスルモノハ

第三條書式ニ依リ當支署長ニ届出ツルモノ

第四條其左ノ各項ニ該當スルモノハ貳拾圓以下ノ罰金又ハ十日以下

ノ拘留ニ處スルモノ

一 第一條又ハ第三條ノ届出ヲ怠リタルモノ

二 第二條第三條ノ規定ニ違背シタルモノ

(書式ハ略ス)

告示第六號

第三條 漁業ヲ行フモノハ、ボート、ナヨロ、ナイフツ、トシナイ、チヤコ

ルサコソ、ボロア、トマリ、ベルウヤ、パーシ、マウカ、クズシナイ、及其附

近ノ海濱土地ハ、三十八年十月三日告示第四號漁業鑑札規則ニ依リ

漁業ヲ鑑札ヲ受クタルモノト雖モ、特ニ官ノ許可ヲ受クルニ非サル

ルモノハ、使用スルコトヲ得ス

第二條 明治三十八年十月九日告示第五號ニ依ル河川ノ名稱左ノ如

シ(曳網使用禁制河川名ハ前ニ掲載セルヲ以テ略ス)

軍令第五十二號

第一條 服虎、臘、豚、獸ヲ獵獲シ又ハ特許ヲ得スシテ、鮭、鱒、鯉ノ漁業ヲ爲

シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

特許ヲ受クタル漁場以外ニ於テ、鮭、鱒、鯉ノ漁業ヲ爲シ又ハ特許ヲ受

ケタル漁具以外ノ漁具ヲ使用シ、鮭、鱒、鯉ノ漁業ヲ爲シタル者亦同

第三條 鮭、鱒ノ保護河川ノ全部、河口ノ前面及左右六百間以内ニ於テ

四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル間、漁業ヲ爲シ又ハ鮭、鱒ノ保護河

川ニ於テ七月一日ヨリ十一月三十日ニ至ル間、魚類遡上ノ妨害トシ

ルハ、其装置ヲ設ケ若ハ行爲ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處

ス

鮭、鱒ノ保護河川ハ、民政長官之ヲ定ム

第三條 鮭、鱒、鯉、漁業特許ノ漁場ニ於テ、鮭、鱒、鯉ニ於テハ十八町以内

第三條 漁業ニ依リテ本建網ヲ敷設シタル者又ハ鯨漁
 船ノ副建網ヲ本建網ヨリ百五拾間以上ノ距離ニ敷設シ若ハ副建網ノ
 沖出間數ヲ本建網ノ沖出間數ヨリ超過セシメタル者ハ參百圓以下
 ノ罰金ニ處ス
 第四條 鯨船ヲ以テ榨粕ヲ製造シ又ハ鯨漁業ノ特許ヲ受ケタル者ニ
 對シテアラズシテ榨粕ヲ製造シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第五條 本令ニ依リテ敷設スル者ハ其ノ情狀ニ依リテ本令外ニ退去
 命令ヲ得ルハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第六條 本令ニ處罰セザル代理者又ハ雇人ノ行爲ト雖モ之ヲ本人又ハ雇
 主トシテ科スル

第七條 本令ハ明治三十九年九月一日ヨリ施行ス

明治三十九年八月二十八日 農商部令第三百四十四號
 軍令第五十三號
 漁業鑑札規則左ノ通り相定ム

明治三十九年八月二十八日

第一條 鯨船漁業以外ノ漁業ヲ爲サントスル者ハ本規則ニ依リ漁
 業鑑札ヲ受クヘシ

第二條 鑑札ヲ下付スヘキ漁業ノ種類及鑑札料金ハ左ノ如シ

- 一 捕鯨業 引揚場一箇所ニ付 金五十圓
- 二 潜水器漁業 潜水器一臺ニ付 金三十圓
- 三 手繰網及打瀬網漁業 漁船一隻ニ付 金二十圓
- 四 曳網漁業 同上 金五圓
- 五 桁網漁業 同上 金五圓

- 六 配 網漁業 同 上 金拾圓
- 七 釣 漁業 同 上 金三圓
- 八 昆布採取業 同 上 金三圓
- 九 ヤス漁業 同 上 金三圓

第三條 潜水器ハ一人一臺手繰網打瀬網地曳網ハ一人一統ニ限ル
漁船ハ配繩漁業ニハ一人三隻以内配繩漁業以外ニハ一人一隻ニ限
ル但シ一漁具ニ付數隻ヲ要スル場合ハ此限リニアラズ

第四條 地曳網ハ打廻シ九十尋以上ノモノヲ使用又ハ所持スルコト
ヲ得ス

地曳網ハ四月二十日ヨリ八月三十一日迄之ヲ使用スルコトヲ得ス
但シ特ニ指定シタル區域ハ此ノ限リニアラス

第五條 手繰網及打瀬網ハ沿岸沖合三百間以内ニ於テ之ヲ使用スル

第六條 手繰網及打瀬網ハ建網ヲ距ル三百間以内ニ於テ之ヲ使用スル

第七條 漁業鑑札ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シテ民政長官
ニ願出ツヘシ

- 一 漁業ノ種類
- 二 漁具ノ種類及數
- 三 漁船ノ數
- 四 漁獲物ノ種類
- 五 漁業設備地
- 六 使用人員數
- 七 漁業ノ時期

第八條 漁業ノ鑑札ヲ受ケタル者ハ住宅其他漁業ヲ要スル建物及工

前項土地に當り於テ之ヲ指定シ制限シ又ハ其ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得但シ官以テ定ムル使用料ヲ納付スヘシ土地使用料額ハ別ニ之ヲ定メ用入目録

前項土地に當り於テ之ヲ指定シ制限シ又ハ其ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得但シ官以テ定ムル使用料ヲ納付スヘシ土地使用料額ハ別ニ之ヲ定メ用入目録

漁業鑑札ヲ受ケタル者其漁業ヲ廢止シタルトキ又ハ漁業鑑札ノ無効トナル時其土地ノ使用ハ其ノ効力ヲ失フモノトス此場合ニ於テ其土地ニ存在スル物件ハ官ニ於テ指定シタル期限内ニ之ヲ除却スルハシ若シ除去セサルトキハ官ニ於テ之ヲ爲シ又ハ第三者ヲ

第九條 漁業鑑札ヲ受ケタル者ハ薪炭用住宅其他漁業ニ要スル建築及並作用並漁船漁具用ニ爲メ官ノ定ムル伐採料金を納付シ漁業設備地附近ノ山林ヲ伐採スルコトヲ得但シ海面ヨリ展望シ得ヘキ場

所展望區域津波沖町以内及河川沿岸沖町以内ニ限リ之ヲ前項ニ依テ伐採ス得ル區域内ト雖モ官ハ伐採ヲ禁止シ又ハ伐採區域若ハ樹木ヲ指定スルニ限リ之ヲ伐採スルハ別ノ規則ニ依リテ

第十條 漁業鑑札ノ効力ハ特ニ指定シタル場合ノ外鑑札下附ノ日ヨリ起テ一年ノ間ニ於テ其ノ効力ヲ失フ事ナシ

漁業鑑札面記載ノ漁業時期開始ノ日ヨリ起テ一月ヲ經過スルモ尙漁業ニ着手セザルハ其許可ヲ取消スルコトヲ得

第十一條 漁業鑑札下附ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起テ一月ヲ經過スルモ鑑札料金を納付セザルトキハ其ノ通知及鑑札下付願ヲ無効トス

第十二條 既納シ鑑札料金を如何ナル場合ト雖モ之ヲ還付セス

第十三條 鑑札ハ捕鯨業潜水器漁業ヲ除クノ外漁船毎ニ之ヲ下付ス

第十四條 鑑札ハ漁船ニ釘付スルモ但シ捕鯨業又ハ潜水器漁業ヲ爲ス者ハ漁業鑑札トシテ之ヲ携帯スルコトヲ得

第十五條 漁業鑑札ハ譲渡又ハ貸渡スルコトヲ得ス

第十六條 漁業鑑札ヲ紛失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ再

下附ヲ願出ツヘシ

鑑札面記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其事由ヲ具シ變更ヲ

願出ツヘシ

第十七條 漁業鑑札ノ無効トナリタルトキハ直ニ之ヲ返納スヘシ

第十八條 水産動植物ノ蕃殖保護ニ必要ナル場合又ハ軍事上其ノ他

公益ノ爲メ必要ナルトキハ何時ニテモ漁業ヲ停止シ制限シ又ハ漁

業鑑札ノ許可ヲ取消シ既ニ下附シタル鑑札ヲ引上クヘシ本則ニ違

反シタルトキ亦同シ

第十九條 本規則ニ關スル手續及營業上ノ所爲ハ代理人又ハ使用人

ノ所爲ト雖モ本人ハ其責任ヲ負ルモノトス

第二十條 漁業鑑札ヲ受ケタル漁業ヲ爲シ又ハ第四條乃至第六條

ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處シ且ツ其漁船漁具及漁獲

物ヲ沒收シ情狀ニ依リテハ之ヲ本島外ニ退去セシム

漁業鑑札ニ記載以外ノ漁具ヲ使用シ若ハ漁業鑑札ニ記載以外ノ時期ニ漁業ヲ爲

シタル者亦同シ

第二十一條 第十四條第十六條及第十七條ニ違反シタル者ハ科料ニ

處ス

附 則

第二十二條 本規則ハ明治三十九年九月一日ヨリ施行ス

明治三十八年十月樺太民政署告示第四號漁業鑑札規則ハ本規則施

行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本規則施行前ニ漁業鑑札ヲ受ケタル者明治四十年ニ於テ漁業ヲ爲

サントスルトキハ明治三十九年九月三十日迄ニ本則ニ依リ鑑札下

附ヲ願出ツヘシ但シ漁業鑑札ヲ受ケタルモ自ラ漁業ニ從事セズ若

ハ法規ヲ遵守セズ又ハ其ノ鑑札無効ナリタル場合ハ此限リニテ
 ラス
 前項ノ願出ハ他ノ出願ニ先チ處分スルヲ得ズルヲ命ジシ
 第二十三條 本規則施行前ニ受クタル鑑札ハ其有効期間中第二條及
 第四條第二項ノ規定ニ係ハラズ明治三十八年樺太民政署告示第四
 號漁業鑑札規則第二條及第三條第四項ニ依ルモノトス
 第二十四條 本規則施行前ニ於テ明治三十八年樺太民政署告示第四
 號漁業鑑札規則ニ依リ提出シタル漁業鑑札下附ノ願書ニシテ未タ
 其處分ヲ了ハラサルモノハ本規則ニ依リ出願シタルモノト看做シ
 之ヲ處分スベシ

第二章 農牧業

殖民地

本島拓地殖民に關する根本的施設方針を定むるには適地撰定の須要
 なるを感じ客年十一月下旬より民政署は先づウラジミロフカを中心
 としフリヨチエ、ダルチエ、トロイツコエの四村、ス、ヤ川本支流沿岸一
 帯の平地及ベトロ並に第一、第二ワスクレセンスコエ、プロウセンスコ
 エリユトカ村、リユトカ川筋本支流一帯の平地撰定を一組とし及ウ
 ラシミロフカ以北ルコウエ、ノアアレキサンドルスコエを一組とし各
 吏員を派遣し十二月下旬まで約一ヶ月間に農耕牧畜適地區分の概況
 を撰定せり其地積はス、ヤ川に屬せる總地積五千七百二十八萬五千
 餘坪にして牧畜適地九百三十四萬一千坪、農耕適地四千七百九十四萬
 四千餘とす而して農耕適地中には草原濕地にして排水溝を掘鑿せざ
 れば農耕に適せざる地積約二百三十六萬七千餘坪を含有すリユトカ
 沿岸に屬せる總地積は二千四百七十六萬餘坪内農耕地として直に利

用し得可き地積は四百六十二萬餘にして、殘地積二千十四萬六千餘坪は牧畜適地として撰定せり、尙ほ本年三月初旬より約一ヶ月間、ノヤ川右岸に屬せるエラン、ホムドカリ、ストウニ、チノス、ミツリ、ヨフカ、四ヶ村にかゝる區域を撰定せしに三千五百八十一萬五千餘坪の内一千三十一萬三千餘坪は農耕適地二千五百五十萬二千餘坪は牧畜適地として撰定するを得たりと云ふ、要するに此調査は二回共時期恰も積雪に際せるを以て區畫施設の曉には自然地積區分の異動は免かれざるものと信ず

民政署に於ける本年度に屬する撰定及區畫事業の順序はノリアレキ、サンドル以北背水點より即ちベレズニ、ヤキ、シレストク、バイシヨイ、タコエ、マノロ、チタコエ、ガルキノウラス、ヨエ方面に係る本嶋幹線道路に沿ひたるを一組とし、ナイフチ沿岸一帯に屬する撰定を一組とし、都合二組順次調査を進行しつゝあるを以て本年内にはナイフチ以南に

屬する殖民地的地積の概畧を了知するを得ん

右調査の中七月三十一日迄に撰定せるベレズニ、ヤキより一帯のタコエに至る地域は農耕地として百八拾五萬四千餘坪、牧場として三百四十七萬七千餘坪、内泥濘十三萬五千坪なり

區劃の施設は本年五月より八名の吏員四方面に分れ測量に従事し居れり、而して其區劃方法は農耕適地一戸分二萬二千五百坪即ち七町五反歩とし三百間四方の中畫を四分するものとす、北海道殖民區劃一戸分に比し二町五反歩を増せり

目下事業の進行を主とするは本年移住せし農家に貸附する農耕適地を小區劃に割設するを急務とし、他は中劃若くは大劃となし十一月下旬迄に遂行の豫定なりと云ふ

農業的移民の收容

農村部落に收容する農業目的の移民は越年者を除き當初百戸の豫定

を以て交通上便宜の村落より收容するの方針を探り先づ土地建物貸附規則の制定を見るや四月中旬越年者にして農業希望の者は同月二十五日迄届出方を告示し其資力確實なる者より撰定貸附し他働的に誘道せずして自然の趨勢に任せしに初航以來續々越年するものの内家族携帶資力確實にして永住の決心ある者より順次假居住を許し收容したるもの五月末日に至り殆んど予定の二倍に達したりと故に貸與すべき種子も缺乏を告げ六月以降に涉る農業的移民は播種期を失するに山り本洲及北海道の出港地警察署に向け右目的渡航者を一時停止し已に渡來の者は六月八日迄に收容を了せり其當初より各農村部落に收容したる員敷は別表の如し

土地の引渡は未開地一般區劃の施設未済なるのみならず新墾地に入り直に農業經營に従事するに困難なるを以て在來既墾地二町歩宛の假引渡をなし播種せしめたり

種子及家畜貸與

移住農民には氣候風土に適する種子を貸與せんとし舊墾以來露人の收得せし小麥及裸麥、燕麥等購入せし多量に蒐集の途なく一般に配付するに足らざるを以て大麥、ライ麥、燕麥、馬齡薯等の種子を各百戸に配付すべき量數を購入し之を貸與播種せしめたり其員敷別表の如し本嶋の農業經營は農牧混合にあらざれば生活困難なるを以て未開地の貸付も本主意に依り北海道に比し二町五反多く貸付せり、要は牛馬の増殖を計ると共に畜産の改良を爲さしめんとするに在り而して牛は各戸に貸付するの餘裕あるも馬は不足にして各戸に一頭宛貸付するに由なく二戸共同に貸付せり、豚は希望者には各戸に牝豚を貸付せり、其返還方法は五ヶ年以内に各仔畜を以て返還する方法なるも牡馬の貸付を受けたる者は種牛を以て返還せしむるものとす其貸付せし種類頭は別表の如し

馬齡薯	二〇六八俵	二九九
蕎麥	四九石〇〇	二九一
ライ麥	一〇石八斗	三七

備考 以上は種子貸付規則に依り貸與したる員數にして其他
秋蒔薯薯は試作的に各戸に付約三反歩作付せしめんと
し無償交付せり

家畜貸付村別人員頭數一覽表

村名	頭數	人員頭數	人員頭數	人員	摘	要
ホムトフカ	三三	三三	二〇	一九	二五	二五
パリスヤヤ	一一	一一	二六	九	一一	一一
ルゴ	五	五	二	三	五	五
ノアレンキサン	一	一	二	一	一	一
ドリスコ	一	一	一	一	一	一

アリスコ	三四	三四	二五	二八	三四	三四	同	同
リスコ	三	三	二	三	三	三	同	同
ダ	二七	二七	一四	二六	二七	二七	同	同
トロイツコ	一五	一五	八	一三	一五	一五	同	同
サウイナバ	一	一	一	一	一	一	同	同
チヒサ	一	一	一	一	一	一	同	同
メル	一	一	一	一	一	一	同	同
ムラウキヨフカ	一	一	一	一	一	一	同	同
ベエルワヤ	一	一	一	一	一	一	同	同
フタラヤ	一	一	一	一	一	一	同	同
ユ	二八	二八	一四	三三	三〇	三〇	同	同
計	一五二	一五二	七七	一四二	一五七	一五七	同	同
貸付預定數	二六七		八〇	二二五				

農作物

種類 大麥及小麥、裸麥、燕麥は從來生産せし穀類にして蔬菜類は瓜、
薯、胡瓜、南瓜、甘藍、胡蘿蔔、蕪菁、大根、豌豆等にして雜穀にては大豆、小豆
は早熟の適種を撰べば登熟の望あるべし次に特別作物として栽培
せるもの、大麻、亞麻は生育良好にして共に南部薩哈噠に於ける有
望の作物となるべし

播種時期 大麥及小麥、裸麥は春蒔を宜敷とす、ライ麥は春蒔、秋蒔の二
種ありて生育極めて良好、品質亦可なり春蒔は五月下旬乃至六月上
旬播種す

收穫時期 八月下旬乃至九月上旬に至り收穫を了す
收穫量 穀類一反歩に付小麥、ライ麥等七八斗乃至十石五斗迄を獲燕
麥は一石二斗乃至二石五斗を得る牧草の如き八十貫乃至百二十貫

目の收穫を得る

耕種及開墾

移住民は家屋及若干の既墾地を貸付せらるゝが故に移住の初より著
しき不便を感ずることなかるべし先づ季節に後れざるやう既墾地に
蒔付をなし次に開墾に取掛るを順序とす

移住民に對しては其初年に於て官より二町歩に蒔き付くべき種子を
貸與するが故に蔬菜類の外は大抵之にて足るべしと雖も尙ほ不足を
生ずるときは其他にて求むるを要す府縣の種子は氣候の差異ある爲
め多く不作勝ちなれば携帶するの必要なしと雖も短期間に生育する
蔬菜類は府縣の種子にても適當すべし其他夏作物及草花類等は内地
より持ち來りて試作するも一興ならん

本嶋は農作の時期短きが故に播種の期節は最も注意して後れざるや
う勉む可し初年に豫期の收穫を得ざれば困難少なからざるべし

再墾は普通唐鍬を用ふるも樹根なき畑にはプラオ及ハローを使用するを便利とす草取りにはローリーキ等を用ひ又樹根なき畑にはカルチペーター(除艸器)を使用するときは功程速なり而て新墾は府縣に於ける如く丁寧にせんよりは北海道的に手軽くして多く開くを良とす其方法は鋤及鐮を以て伐木し枝を纏めて焼棄し下草は延焼せざる豫防をなし乾燥の期を待て焼き拂ひ然る後唐鍬を用ひて開墾すべし樺太は北海道の如く笹の繁茂せる處なきを以て開墾容易にして樹林地一反歩に付熟練の曉には八人乃至十五人にて足らん

新墾地は肥沃に過ぐる爲め麥の種類に依りては莖幹のみ繁茂し結實少なきことあり斯の場合に於ては馬蹄糞を作るを可とす燕麥其他蔬菜類も亦相應の收穫あるべし

家畜は之を愛撫し運搬耕耘に使用し或は牛酪其他畜産の製造をなすと共に肥料を取りて畑に施すべし收穫の多きに安んじて施肥を忘る

ときは後に至りて或は悔ゆることあらん

民政署はトロイツコエに農事試作場を設け諸種の農産物を試作せり

茲に同試作場を紹介せん

トロイツコエはウラマシミロフカよりリユトカに通する道路のウラシミロフカより約二里西方に當る農村にして明治三十九年五月二十二日始めて土地の撰定を了し爰に開設せり二町歩餘の菜園は種類に由て區劃され黄白の花葩は青緑の葉莖と各自の特色を取はして衆人の批評を乞ふものゝ如し之を説明者に聞く常菜園は急激の事とて種子の良否を撰定するの逸なかりしを以て諸商店或は飲食店より之を蒐集した故に本年の發育及收穫の良否を以て將來を推定するの至當ならざるを信ず故に明年度よりは種子及耕作方法に就ても充分の注意を取る方針にして本年は何れも肥料を肥せしものなしと即ち當作

物の経過を観るに

一薄荷は十勝より持ち来りし儘を植へしものにて未だ日數を経ざれば云々の評を下す能はずと雖も發育甚だ良好にして潤色を帯びたり

一菜種は目下花の眞盛にして收穫の比は見されども莖は普通に延びたり

一山葵は本嶋産にして俗にアイヌ山葵と稱するもの勿論發育不良なる筈なく五十度境界線の山岳の一部は長さ三尺より四尺に至る山葵を以て獲はれたり

一唐黍は二ヶ所に分植しあれども何れも不良にして充分の實を結ぶこと疑はし

一麻は播種の時期を遅れたるに由なれども相當に寸も延び経過尤も良好なり

一大根は種々の種類を集めたり其内宮重大根練馬大根は種子を蒔きしのみにて未だ芽を出さざれども現時發生せる夏大根は普通の出来なり

一馬齡薯は北海道産本嶋産其他數種を數ヶ所に分植あれども何れも最上の發育にして當場の農産物中第一の好果を來たさん

一蕎麥は播種の期早かりし爲め延び過ぎたるを以て實を結ぶ能はざれども七月十八日植付の分は非常の好成績を呈せり

一美濃蕪は八月三日植え付けたるもの未だ發生せず

一裸麥小麥燕麥は幹の發育より結實の経過に至る迄充分の出来にして馬齡薯と共に當場の大關ならん

一豌豆は馬齡薯麥類に次きて尤も良好なる成績を顯はせり

一大豆は成績不良なり

幾千百なるを知らず民政署は臨時之が所置を為さん為め一面牛馬取
 押規則を發布して一般人民に取押を許可し一面收容所を設け官民共
 に普く之が收容に勉めたりしも事急激に際したるを以て越年雪中に
 所する準備完全ならず空しく凍死せしもの亦尠なしとせず然れ共民
 政署はソロウキヨフカに種畜場を設け冬期中收容せし牛馬を飼養し
 人民の牛馬に交尾を許し又は貸付し専ら之が増殖に意を注げり茲に
 畜産主任西村鴻三氏のソロウキヨフカ種畜場の報告書を掲げん

ソロウキヨフカ種畜場

明治三十八年民政署を置かる當時人馬倥傯百事創始に係る就中楚家
 の牛馬其數無量數千市井村落山野を問はず到る處參々伍々群をなし
 て糞食し之に越ける素と策なきに非ざり雖も時正に初冬廣原平野曠
 目草木枯落し爲め此全體の牛馬無數を收容舎飼するの至難を認め
 已と得て一時便宜の法を設け一面署令を發布し人民に取押を許可し

一面收容所を設け斯に件馬を收容せしめ之れ當時の收容所にして即ち
 エルツヤバロツヤバロツヤバロツヤバロツヤバロツヤバロツヤバ
 本收容所に收容せし牛馬の總數は續年七百四十七頭に達せり之を各
 收容所に區劃すればハルツヤバロツヤバロツヤバロツヤバロツヤバ
 五十五頭杜四十二頭ツヤバロツヤバロツヤバロツヤバロツヤバ
 頭杜五頭ツヤバロツヤバロツヤバロツヤバロツヤバロツヤバ
 壹頭杜參拾五頭なり是れ然るに各收容所は何れも露人の家屋を以て
 之れに充てたるに付き畜舎として位置の配當其構造の不備不完全な
 るは言を俟たず且其大部は破損し防舎の用意飼料の準備素より容易
 ならず飼料の如きは之を遠く北海道に仰けり其飼養管理の點に於け
 る十二分の注意を拂はざるに非ず是雖も要するに急劇應變の策如上
 設備の完全せしむる能はざりしは收容家畜をして烈寒に對抗して健
 康を保たしむること能はず一時斃死相次の不幸を來せり之れ萬幸

なるを以て農家の副業として是非必要なるのみならず、實行し易き事業なるを以て之を移民に奨励し、其實利を得せしめんが爲めなり。即ち其貸付せし頭數、村別等は他の状況と共に別表に掲げたり。以上の外家畜飼料圃耕作牧柵建設種畜貸付状況等は次表に委し。

明治三十九年度各月に於ける主要なる事項

四月 一時「サオシチヤイノスエ」分擊家畜を「ベルワヤバ」に合場

五月 「トロイチコエ」分牧場を「ソロウキヨ」種畜場に合場

六月 牧場地の經營、牧柵の構設(壹萬〇九百拾五間、四尺内倒垣三千八百八拾間)北海道より種畜の購入(種牛五頭、種馬二頭)耕作物の播種、種畜場職務掌定

七月 「ベルワヤバ」分牧場「ソロウキヨ」種畜場に合場

牧豚北海道より購入(二百六拾四頭)雞(二十四羽)種畜舎及豚舎の修繕並に種牛馬運動場の構設

八月 民間に家畜の貸與、種牛(ホルスタイン)一頭出張交尾(リエトカ)野艸刈取着手、雞舎の修繕

耕作物の除艸及培土、耕作地周圍の牧柵修繕(一千九百間)

各月に於ける家畜移動及現在數

四月 分

蕃殖牛 合數 四百四拾四頭

内 二歳以上 牝三百六拾九頭 牡四拾二頭

當 歳 牝二拾壹頭 牡拾二頭

生産 牝拾參頭 牡拾二頭

月末現在數 牝參百六拾四頭 牡五拾九頭

蕃殖馬 合數 壹百拾九頭

内 二歳以上 牝七拾八頭 牡四拾壹頭

生産 牝壹頭

月末現在數 牝七拾壹頭 牡參拾七頭

五月分

蕃殖牛 合數 四百二十參頭

內 二歲以上 牝三百三拾頭 牡三拾五頭

當 歲 牝三拾四頭 牡二十四頭

生産 牝八頭 牡拾壹頭

民間ヨリ購入 牡參頭

月末現在數 牝三百三拾五頭 牡七拾頭

蕃殖馬 合數 壹百〇八頭

內 二歲以上 牝七拾頭 牡三拾七頭

當 歲 牝壹頭

生産 牝五頭 牡壹頭

貸附 牝拾壹頭 牡拾頭

總死 牝四頭 牡二頭

月末現在數 牝六拾頭 牡二拾八頭

種牛 六月分

種馬

北海道ヨリ購入 牡五頭

月末現在數 牡五頭

種馬

北海道ヨリ購入 牡三頭

月末現在數 牡三頭

蕃殖牛 合數 四百〇五頭

內 二歲以上 牝二百九十三頭 牡三拾五頭

當 歲 同四拾三頭 牡三拾五頭

生産 牡拾頭

斃死 牝六頭 牡五頭

月末現在數 牝三百二十九頭 牡七拾五頭

蕃殖馬 合數 八拾八頭

內 二歲以上 牝五十四頭 牡二十七頭

當 歲 牝六頭 牡壹頭

貸附 牝四頭 牡八頭

斃死 牝壹頭 牡五頭

月末現在數 牝五十五頭 牡拾五頭

種牛 合數 五頭

貸附 出張交尾 壹頭

月末現在數 四頭

種馬 合數 五頭

內 二歲以上 牝二百八十七頭 牡三拾頭

當 歲 牝四拾二頭 牡四拾五頭

貸附 牝壹百頭

斃死 同三頭

月末現在數 牝二百二十七頭 牡七十五頭

蕃殖牛 合數 四百〇四頭

內 二歲以上 牝二百八十七頭 牡三拾頭

當 歲 牝四拾二頭 牡四拾五頭

貸附 牝壹百頭

斃死 同三頭

月末現在數 牝二百二十七頭 牡七十五頭

蕃殖馬 合數 七拾頭

內 二歲以上 牝四拾九頭 牡拾四頭

當 歲 牝六頭 牡壹頭

入蕃 牝二十四頭 牡二十二頭

貸附 牝十九頭 牡拾壹頭

斃死 牝十五頭 牡五頭

庫未現存數 牛六十頭 羊二十四頭

收豚 牛十五頭 羊存寺頭

入蓄 牛二百〇二頭 羊六拾三頭

貸附 牛百二十四頭 羊六拾三頭

月末現在數 牛六十三頭 羊四十五頭

牧雞 牛 羊

入蓄 牛七拾頭 羊四頭

月末現在數 牛二拾頭 羊四頭

計 牛八頭 羊分

蕃殖牛 合數 三百〇二頭 牛 羊

內 二歲以上 牛百八拾五頭 羊三拾頭

當 歲 牛四拾二頭 羊四拾五頭

貸附 牛四拾四頭 羊五頭

斃死 牛壹頭

月末現在數 牛百八十二頭 羊七十五頭

蕃殖馬 合數 八拾四頭

內 二歲以上 牛五拾四頭 羊二十三頭

當 歲 牛六頭 羊壹頭

貸附 牛五頭

斃死 牛一頭

月末現在數 牛五十六頭 羊拾九頭

收豚 合數 百〇八頭

內 二歲以上 牛六十三頭 羊四十五頭

貸附 牛二十四頭 羊五頭

斃死 牛三頭

月末現在數 牛三十六頭 羊三十九頭

牧雞 合數 二十四羽

內 二歲以上 牝二十羽 牡四羽

月末現在數 牝二十羽 牡四羽

種牛 合數 四頭

月末現在數 四頭

種馬 合數 二頭

月末現在數 四頭

家畜各月飼料消費

四月 分

燕 麥 三百八十二石三斗二升

牧 草 四千九百五拾六貫目

臥 蓆 六千三百七拾二貫目

五月 分

燕 麥 三百三十一石三斗九升

牧 草 八百五十八貫九百目

臥 蓆 壹萬〇〇六拾壹貫四百目

六月 分

燕 麥 一百十四石

牧 草 四百二拾七貫五百目

臥 蓆 二千三百三十七貫目

食 鹽 八升四合

七月 分

燕 麥 一百五十四石六斗四升

麥 皮 拾石八斗壹升二合

玉蜀黍 六石三斗六升

牧 草 三百二十八貫五百目